令和６年第１回天城町議会定例会議事日程（第３号）

令和６年３月７日（木曜日）午前10時開議

開議

○日程第１　一般質問

柏木　辰二　議員

平岡　寛次　議員

久田　高志　議員

散会

１．出席議員（１４名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
１番	松山小百合君	２番	平岡寛次君
３番	島　和也君	４番	喜入伊佐男君
５番	吉村元光君	６番	奥　好生君
７番	昇　健児君	８番	大吉皓一郎君
９番	久田高志君	１０番	柏木辰二君
１１番	前田芳作君	１２番	柏井洋一君
１３番	平山栄助君	１４番	上岡義茂君

１．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
議会事務局長	柚木洋佐君	議会事務局書記	實村健太君

１．説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	森田弘光君	教育長	院田裕一君
副町長	祷　清次郎君	教委総務課長	和田智磯君
総務課長	福　健吉郎君	社会教育課長	中　秀樹君
総務課長補佐	宇都克俊君	農政課長	碇本順一君
企画財政課長	森田博二君	農地整備課長	大久明浩君
くらしと税務課長	関田　進君	建設課長	宮山　浩君
長寿子育て課長	廣田泰望君	農業委員会事務局長	芝　健次君
けんこう増進課長	中村慶太君	水道課長	西松清仁君
商工水産観光課長	梅岡拓司君	会計課長	山田悦和君
		選挙管理委員会書記長	里山浩一君

△　開議　午前１０時００分

○議長（上岡　義茂議員）

おはようございます。これから本日の会議を開きます。

直ちに本日の日程に入ります。

△　日程第１　一般質問

○議長（上岡　義茂議員）

日程第１、一般質問を行います。

議席番号１０番、柏木辰二君の一般質問を許します。

○１０番（柏木　辰二議員）

おはようございます。通告してある１回目の一般質問を行います。

１項目の教育行政について。

本町では、「教育文化推進宣言の町」を標榜しているが、教育委員会では、児童生徒の学力などを含めた様々な課題の現状をどのように認識し、どのように議論し対策をしていく考えであるか。

２項目の農家所得の向上対策について。

農家所得の向上が課題の一つであるが、基本的な対策をどう考えているか。

３項目の子育て環境について。

徳之島空港は、別名「徳之島子宝空港」で、子育てに適した島のような印象を与えています。このことについて、実態をどのように把握されているのか、子育てのよさと不利な面から、特にお聞きします。

４項目のあまぎ自然と伝統文化体験館整備事業について。

施政方針に「引き続き、奄美群島成長戦略推進交付金事業を活用し、整備を進めていく」とあるが、現在の進捗状況と今後の予定はどのようになっているのか。

５項目の政治姿勢について。

防災センター工事における交付金返納事件の裁判は、１２月定例会以降、どうなっているのか。

以上の５項目５点について、明確な答弁を求めます。

○議長（上岡　義茂議員）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

森田町長。

○町長（森田　弘光君）

おはようございます。それでは、柏木議員のご質問にお答えいたします。

１項目め、教育行政につきましては、教育長のほうからお答えいたします。

２項目め、農家所得の向上対策について、その１農家所得の向上が課題の１つである。基本的な対策をどう考えているかということでございます。

お答えいたします。

ご質問のように、農家所得の向上は大きな目標の一つであります。達成のために２つの柱があると考えております。

１つ目は、生産量の増加でございます。限られた農地でございますので、反収向上が全ての作物において重要だと考えております。

２つ目が生産コストの低減でございます。自給飼料、自給肥料の活用によりコスト低減を図ってまいりたいと考えております。

この２点にバランスよく取り組みながら、農業総生産額４５億円の目標達成のため、農家の皆さんと一緒になって頑張ってまいりたいと考えております。

３項目め、子育て環境について。

その１、徳之島空港は、徳之島子宝空港という別名もありますが、子育てに適した島のような印象を与えている。そのことについて実態はどのように把握されているかということでございます。

お答えいたします。

本町の子育て支援、また、環境につきましては、出産の段階から就学前、就学期における各種助成事業等を行っており、また、子育て期におけます医療費負担軽減、保育料実質無料化等、経済的負担軽減を図ることで、子育てしやすい環境づくりに努めているところでございます。

一方で、不利な面ということでございますが、やはり、その地理的要因が大きく、島外における治療となると学校休む日数、また同伴する保護者の休職等、経済的助成という面だけでは補えないところが不利な面と捉えざるを得ないと考えております。

４項目め、あまぎ自然と伝統文化体験館整備事業について。

施政方針の中で、引き続き、奄美群島成長戦略推進交付金事業、いわゆる奄振事業を活用して整備を進めていくとあるが、現在の進捗状況、また今後の予定はどのようになっているかということでございます。

お答えいたします。

あまぎ自然と伝統文化体験館整備事業の進捗状況につきましては、造成、また杭打ち工事が完了しております。現在、令和４年度の繰越予算において、その１階部分の躯体工事を行っております。

今後は、令和５年度繰越予算で２階の躯体工事、屋根工事、また令和７年度から仕上げ、外構工事を計画し、令和８年度の完成を目指しているところでございます。

５項目め、政治姿勢について。

その１、防災センター工事における交付金返納事件の裁判経過はどのようになっているかということでございます。

お答えいたします。

天城町防災センター未竣工工事に関する住民訴訟は、１２月定例会以降、２月８日に第１２回公判が鹿児島地裁で行われました。次回、第１３回公判は、３月２７日に行われる予定でございます。

この件につきましては、これまでも申し上げておりますが、真摯に対応していく、そのような考えでおります。

以上、柏木議員のご質問にお答えいたしました。

○議長（上岡　義茂議員）

教育関係の質問に対し、答弁を求めます。

○教育長（院田　裕一君）

してぃむてぃうがめーら。おはようございます。それでは柏木議員の教育行政の質問にお答えいたします。

その１点目でございます。

本町では、教育文化推進宣言の町を標榜しているが、教育委員会では、児童生徒の学力などを含めた様々な課題の現状をどのように認識し、どのように議論し対策をしていく考えであるかということでございます。

お答えいたします。

天城町では、平成２９年６月に「天城町教育文化の町宣言」をし、ユイの心を持ち、世界雄飛と島担う人づくりということを基本目標に、様々な教育活動を推進してきました。１月に行われた鹿児島定着度調査でも県平均を上回るよい結果が出てきております。

教育委員会としては、さらなる学力向上や不登校傾向の児童生徒、家庭の教育力向上等が課題であると認識しています。

課題解決のためには、家庭、学校、地域が今まで以上に一体となって取り組む必要があり、本町の教育施策の共通理解、共通実践、さらには学校と地域住民等が力を合わせて、学校の運営に取り組むことが可能となるコミュニティ・スクールの導入を令和６年度は進めてまいります。

以上でございます。

○１０番（柏木　辰二議員）

１項目から３項目、この３項目は今回の質問で関連してつながってきますので、少し、順番が途中で入ったりすることもあると思いますので、その辺は皆さんとかみ合うように、私も努力しますので、そちら側もまたちゃんとした答弁をお願いします。

１項目の教育行政について。今、教育長から簡単な答弁ありましたが、私が議会前に資料請求をしたことの中身で、今の教育長の答弁からして、今、現在があるんですが、私が資料請求した内容において、大体、何を聞こうかというのは、多分、察しがついていると思いますが、一つ一つ聞いていきたいと思います。

まず、教育委員会で教育委員の会が定期的に行われていると思うんですが、まず、年何回で、いつ頃で、例えば、どういった協議、課題が出てきて、それを協議して、それに対してどういうふうにしていくというふうな、そういった会議その中身を簡単に具体的に説明してください。

○教委総務課長（和田　智磯君）

お答えいたします。

定例教育委員会の件ですが、ご説明いたします。年１２回行われております。毎月２５日を基本として開催をされています。

内容といたしましては、生徒児童の問題、あとは各学校の問題、そういったものを取り上げたり、そのために課題解決のためにはどのように進めていくのか、こういった内容を話し合ったり、あと、先般では、教育大綱、教育振興基本計画内容の見直し等、こういったものを話合いをしております。

○教育長（院田　裕一君）

ありがとうございます。ちょっと付け加えさせてください。

必ず、定例議会の後の一番早い定例教育委員会では、議会で出た事柄もしっかり把握して、皆さんと共通理解をして、今後どのように進めていくのかということも、そしてまた、議会でご指摘のあったことは、今後、このようにしていきましょうというところは、今、しっかりやっているところでございます。

以上です。

○１０番（柏木　辰二議員）

分かりました。

年に１２回も開催されていれば、いろんなダイレクトに日々の問題とか、そういう問題が上がってきていると思うんですが、その中で、いろんないっぱいあると思うんですが、私が気になるところ、以前にも質問した経緯があるんですが、まずその前に一応、各小中学校の資料は頂いたんですが、教育委員会のほうから各学校の児童生徒数を発表していただけませんか。

○教委総務課長（和田　智磯君）

お答えいたします。

令和５年度の各学校の児童生徒数ですが、天城小学校が９６名、岡前小学校が１３７名、与名間分校が１０名、兼久小学校が５５名、西阿木名小中学校が１３名、三京分校が７名。

中学校に入りまして、天城中学校が６２名、北中学校が７１名、西阿木名中学校が１３名となっております。

○１０番（柏木　辰二議員）

ついでに、県費職員の数もお願いします。

○教委総務課長（和田　智磯君）

県費職員の数ですけども、９校ありまして職員全体含めまして１２１名中、８８名が県費の職員となっております。

○１０番（柏木　辰二議員）

数字はそんなにこだわらなくていいんですけど、もらった資料８８なんですが、８１でいいんですか。

○教委総務課長（和田　智磯君）

県費職員の数は８８名となっております。

○１０番（柏木　辰二議員）

じゃ先に聞いときます。この県費職員は、支援員も入っているんでしょうか。

○教委総務課長（和田　智磯君）

県費職員の中には、支援員は入ってございません。

○１０番（柏木　辰二議員）

ついでに、支援員の給与は、しっかり自分は把握していなかったんですけど、この天城町から出てるんですかね。

○教委総務課長（和田　智磯君）

支援員の方の給与に関しましては、会計年度任用職員制度の基に給料が町から出ておりまして、この方の給料の補助が一部県のほうから出ております。

○１０番（柏木　辰二議員）

分かりました。

じゃ次の本題ですけども、この県費職員、資料請求をしましたが、県費職員で管理職、多分、校長と教頭だと思うんですけども、この２名を抜いた県費職員の町内在住は、各学校、もらってますけども私が言うよりも教育委員会のほうで説明してください。

○教委総務課長（和田　智磯君）

管理職を除きました職員の皆さんの町内居住者数は、合計で４７名となっております。

○１０番（柏木　辰二議員）

実際に町外の居住は、町外に居住されている県費職員は何人になるんですかね。

○教委総務課長（和田　智磯君）

町外に住まわれている方は３１名です。失礼いたしました４１名です。

すみません、正確な資料がちょっとございませんで、管理職を除いた数字が４７になっておりまして。全体数としては８８名おります。その管理職を除いて、今、数字がちょっと４７名しか今持っておりません。すみません。

○１０番（柏木　辰二議員）

すみません、自分は管理職抜いた数を聞いているので、ちょっとこんがらがって、西阿木名とか与名間あるじゃないですか、ダブるというか、その辺が分からなかったので聞いたところです。それはいいです。

何で天城町内に居住してないか、その理由ですね。理由は、教育委員会ではどういうふうに考えているんですか、例えば、教育委員会の会合でも、それ多分問題になると思うんですけれども、どういうふうに捉えてますか。

○教育長（院田　裕一君）

もちろん町外、伊仙町、徳之島町から通っている方もいます。もちろん、そこが出身で生活基盤のある方もいます。あとペア異動でどちらかが伊仙町、徳之島町という場合もありますので、例えば、子供たちのこととか、そういうことで、まあ徳之島町に一緒に住んで、例えば、旦那さんだけは天城町に通ってきていると、その逆もありますけども。

そういうペア異動とか、そういう出身のところとか、ご自分の家を持っている方とか、そういう方もいますので。県費職員といっても期限付の講師も含まれていますので、もちろん島内をずっと回ってる方もいますので、そういう方々は自分の実家から通ってきているので、どうしても町外からにカウントされてしまうと、そういうふうな実態もあります。

○１０番（柏木　辰二議員）

私、聞きたいのは、なぜ、天城町に住んでないのか、単純に夫婦で来ている方は、例えば奥さんのほうに居住して、そこから通うというパターンが多いと思うんですけれども、期限付の方は、亀津だったら亀津に、伊仙だったら伊仙からというふうになると思うんですよね。

単純に、純粋にその例えば、そういう方たちを抜いて、省いて、純粋に天城町に在住してない人、在住してない教職員は何名かというのが本当は知りたいのですよ

ね。

まず何名か。

○議長（上岡　義茂議員）

しばらく休憩します。

休憩　午前１０時２４分

―――――――――――――――

再開　午前１０時２８分

○議長（上岡　義茂議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

院田教育長。

○教育長（院田　裕一君）

大変失礼いたしました。

単身赴任で、単身赴任と言うんですか、お一人で来ている方の中にも、当然、徳之島、特に徳之島町の亀津周辺がやっぱり多いです。住んでいる方がやっぱりいます。それは、一つの大きな理由としては、例えば人事異動には、内々示、内示、そして発表というのがあるんですけども、内々示の段階で、島、どこどこの島が分かるんですね。島までが、例えば県本土から来る場合は分かります。

そうすると、徳之島となった場合に、友人、知人とかにいろいろ聞くわけですよ。「徳之島になったんだけどどこがいいかな」とか、いろいろ調べてみると亀津がいいような気がすると。そういうふうな口コミというんですか、そういうのが結構先に走ってしまって、もう内示があって天城町と分かった段階で、もう徳之島町の亀津の不動産と契約をしてしまうというところが結構あるということで、私たちはそういうことで、教職員住宅とかそういうところはどんどんホームページ等に載せて、で、その後、入ってから、「あ痛ー、天城のほうが空港にも近いしいいな」とかいうことで、例えばこれ、今３年でいる方はなかなかなんですけど、今５年いる方は例えば途中で天城町に移ってきたりとかそういう例もありますけども、最初のスタートがそういうところで、ちょっとやっぱりどうしても徳之島町に流れてしまうというところが、我々が今つかんでいる大きな理由でございます。

以上です。

○１０番（柏木　辰二議員）

後で人数のほうはまた教えてくださいね、参考に。

私が一番聞きたいのは、まず最初に、教育委員会の会議が年１２回行われてと、そういうことを聞きました。その中で、今回のこういう問題も当然上がってきて、上がってきてからこれどうするか、多分それが議論されていると思いますし、どう

いった対策をするとか、そういう協議がされていると思うんですね。だから最初に聞いたんですよね。で、私が思うには、私の考えでは、多分さっきは出ても、まあ、不便ですよね。その、天城町に住まない理由は、不便。で、若い、多分単身で来られている方はもう徳之島町が多いというのは、今の不便、いろんな買い物も便利、口コミもあるでしょうね、今、ネットの、こんだけ発達すればいろんな情報が入りますから。そこに対応する天城町の教育委員会としての対応ですね。そこをしっかり考えてもらいたい。

そして、私が思うには、不便だったり、今の若い人は人付き合いが煩わしがるかな、そういう人たちが多いと思うんですよね。そこに、もしそうだとしたら、教育委員会のほうで、教育委員のほうで、そういう、どうするかと、その人たちをどうするか。住んだ人は、しばらくは帰ってきませんけれども、そういう人たちが実際いればどうするかという協議もなされて当然だと思っているんですよね。そこを言いたかったんですね。で、これは、まあ、学力にも影響するでしょうけども、そういった様々な問題の中の一つですね。

そして、もう一つ聞きますけども、この県費職員の中で、この天城町出身の職員の先生は何人ですかね。できたら各、載ってますよね。そちらのが。多分、資料を請求している３番のほうをちょっと。

○教委総務課長（和田　智磯君）

お答えいたします。

天城町出身の県費職員の数は、４名となっております。

内訳が、西阿木名小学校に１名、三京分校に１名、北中学校に１名、西阿木名中学校に１名の計４名でございます。

○１０番（柏木　辰二議員）

これ、期限付の方か正職員なのか、この内訳はどうなっていますか。

○教委総務課長（和田　智磯君）

期限付の先生は、北中に１名です。

○１０番（柏木　辰二議員）

分かりました。

この絶対数の中では、まあ、少ないのは当然だと思うんですけども。

次の質問ですね、なぜ天城町出身の教員が少ないと思うのか、教育長の見解ですね、ちょっとお聞きします。

○教育長（院田　裕一君）

先ほどうちの課長がお答えした分は、本当にこの、もともとの出身が天城町というようなことなんですね。それ以外にも、例えば結婚をして本町在住になっている

方もいます。それ以外にもですね。

それから、地域おこし協力隊で都会からやって来て、そして本町の方と結婚をして、そのままここで期限付講師としてやっている方もいます。でも、先ほどの和田課長の答弁の中にはそういう方は含まれてはいません。ただ純粋に天城町で学校を歩いて、そして教員になっている中では何人ですかということで、先ほど。

それで、この少ないという理由は、やはり今の絶対的な数が、昔、私たちが小学生、中学生の頃は、奄美の方がたくさん、徳之島出身の方がたくさんいましたけども、今、絶対数が少ないというのが一つあります。それからまた、向こうで生活を、拠点をつくってしまって、島になかなか帰ってこないという方も中にはいらっしゃいます。

ただ、私たちは、それで手をこまねいているわけにはいきませんので、やはり教員になりたいなという子供たちをどんなふうに育てていくのか、やっぱりそういうキャリア教育のものが一つ。また、例えば期限付等で頑張っている方が、もし徳之島出身、天城町出身がいたら、私たちも声をかけて、例えば、一緒にこう二次試験、面接とかそういうことをやったりとか、そういうことを今やってはいるんですけども、なかなかやっぱり、まだ数がそこまで追いつかないというところが今の実態でございます。

以上です。

○１０番（柏木　辰二議員）

まあ、確かにそうですけども、本年度ですかね、４月からの採用で、聞くところによると天城町出身が、今言われた、教育長言われた、純粋に小学校から中学、高校までかは分かりませんが、そういったお子さんが教員採用試験に合格しているという話も聞くんですけども、恐らく副町長の息子さんとも聞いています。本当に喜ばしいことだと思います。もう一人は何か、その会社、まあ、いや個人情報、いいです、いますね。もう一人、２名か３名採用されてますよね。本年度ですね、４月から。本当にこれは喜ばしいことだと思います。それは伝えておきますね。

本題は、まず、私も自分の子供を学校の先生にもしてないし、そんな大それたことは言える立場ではないんですけど、でも自分の見解として、まず教員になるためには、まず教育長にお聞きしますね。教員になるためには、どういったルートで教員になるわけですかね。その、なるためにはですよ。

○教育長（院田　裕一君）

基本的には、というか、短期大学もしくは４年制大学、大学を卒業しないと教員免許状は取れません。それで、まあ、大学を卒業するにも通信教育制もありますし、また、大学を卒業して４年制、教育学部ではなくても、私もそうなんですけども、

４年制の大学、普通の大学を卒業した後、通信教育で小学校の免許を取ったりとか、免許は取れますけども、その基礎となるところは、短大もしくは大学の卒業じゃないと教員にはなれないと、こういうことです。

○１０番（柏木　辰二議員）

そうであれば、やっぱりそこを、教職員を増やすためには、天城町としてやはりそういったところに行くようなルートをつくって、道をつくってあげる。それが教育委員会の仕事だと思うんですよね。で、そうしたときに、いろんな意味で、今の島の子たちはあまり勉強しないとか結構言われてますけども、私から見れば、実際に知っている方の中にも、大学は卒業したんだけど民間に勤めて、やはり教員になりたいということで、ならられている方もいますよね。そういう熱意のある方は、実際そういう方もいらっしゃいます。

例えば、天城町だけに限定しますけど、天城町で短期大学だったり大学に行けるような、そういったことをどうやったらできるかというのを、教育委員会でもっともっと練ってほしいんですよね。学力を上げる、それはもちろんですよ。今、私は偏差値教育とかも好きじゃないんですけども、偏差値を高く、偏差値持っていかないと、今大学に、共通一次とか入れないような状況になっていると思うんですが、とにかく島の子たちは、やる気出せば才能のある子はいっぱいいます。で、もともと教員に、今、教職員になられて心を病んで、休職されている先生も多くいるというふうにも聞きますし、島の子たちは、やはり勉強漬けじゃなくて自然と触れ合ったり、そういった環境の中で育っていますから、そういった子たちがやる気を出して教員になれば、もっともっとすばらしい教員になると思うんですよね。

そういうことも含めて、何とかその方向を、私は何がいいかとか分かりませんよ、そういうところをもっともっと、この教育委員会、年１２回ある、そこでさっきの教員が地元に住まない、そういった理由をどうやって解消するか、そういうのも含めて、もっともっと協議して、それを解消する手だてをもっと考えてほしいなと思います。どうでしょうか。

○教育長（院田　裕一君）

ご指摘ありがとうございます。私も議員と全く同じ考えでございます。

今、子供たち学力がどんどんついてはきています。ただ、それが、学力がつけば教員になるかといったらそうでもないところもあるわけですね。ですので、やはり子供たちはいろんな可能性を持っています。その中の一つが、まあ、教員であるとは思うんですけれども、やはり、私が校長、教頭に話をしているのは、授業の中でも教師が夢を語ってほしいと。例えば、自分がこんなふうな思いで教員になって、今こんなふうなことで今頑張っているんだよというところを、ぜひ、一人の大人と

して子供たちにメッセージを伝えてほしいというのが一つですね。

それから、今、中学校や小学校は今、キャリア教育というのをやっております。ですから、「どういうふうな自分は人生を歩いていこうかな。じゃあ、そのために今何をしていけばいいのかな」というところで、やっぱり子供たちがしっかり自分の目標を持って、そしてそれに向かっていく。で、学校では、地域に住んでいる先輩方に話を聞いたりとか、それからいろんなことでつながりがある都会に住んでいる方にとか。あと、やはりとにかくアンテナを高く張って、または、大学生として島にいろんなことで来ている方々と触れ合いをするという、実際の大学生と触れ合いをさせるというところもやっております。

また、ここは私たちも広くアンテナを張って、例えば今度、近いんですけども、西阿木名中学校が近くで下原洞穴の隣に、コウモリイョー洞穴ってあるんですけども、そこに東北大学の学生が発掘にやって来るんですね。しばらく長期の間徳之島にいるということで、地元の子供たちとぜひ触れ合いをしていろんな話をしたりとか、そういうことをやってほしいというようなことを、こちら側のほうからも、そしたらですね、向こうのほうもそれは大変ありがたいということで、今月それを行うようになっているとか。

とにかく、私として申し上げたいのは、いろんな周りの大人たちがいろんなアンテナを張って、そして、先輩方の話をしっかりいろんなことで子供たちに聞かせてあげる、そして夢を持たせるということが、すごく大切なことなのかなというふうに思っておりますので、今後ともまたよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○１０番（柏木　辰二議員）

まさにそのとおりだと思います。

それでは、資料請求で、天城町の大卒者は何％になるかとか資料請求したんですが、今のところ教育委員会ではデータがないと、そういう回答だったんですが、私は、やはり今、教員を増やす目的のためには、追跡調査をしっかりしてデータを取って、で、そういうのを参考、絶対参考になると思うんですね。ぜひそういうことをやってもらいたいと思います。これは要望です。

そして、また今の質問と少し変わるかもしれませんが、例えば学校、これ計算、私が仮に出してるんですが、もし分かれば答えてください。今、児童生徒は、小中学校４６４名ですよね。で、県費職員の基本給与、これ資料で頂いたんですが、これから計算したら、例えば児童１人当たりに年間幾らのお金がかかっているのか概算したことありますかね。

○教委総務課長（和田　智磯君）

すみません。今資料を持ち合わせておりませんので、お答えはできません。

○１０番（柏木　辰二議員）

私が計算が間違っているかもしれませんが、完全なデータではないので、資料を請求したのは、例えば教育長が言われたキャリア教育とかそれも大事ですよ。だけども、学校の保護者なり生徒なりですよ、中学生ぐらいには理解できると思うんで、あなたたちには、先生方の１人当たりあなたたちにかかっているお金は幾らかかっているんだよぐらいはね、やっぱり伝えるべきじゃないかと。お金で教育は、言っているわけじゃないですよ。それぐらいのこともやっぱり把握して、先生もそういう気持ちになって、というふうな思いから計算したんですけど、多いか少ないかは別にしても、大体計算したら約１００万ぐらいかかっているんですかね、１人当たり、年間。多分それぐらいだと思うんですけども、これから大体ある程度の計算して。それも、ぜひそういうことも、試しに教育委員会で出していただきたいなと。いろんなデータを持って取り組んでほしいなという、これ要望です。

それと、結局そうすれば、学校の統合とかそういう問題も出てくると思います。いろんな学校の地域の議員さんもいるんで、誤解を招くので言いたくはないんですが、例えば天城町４６４名しかいなければ、小中一貫教育にしても、これ、小規模校のレベルじゃないですかね。そういうことも含めて、人口が、今、天城町は、五、六年先ぐらいには５千人切ると思うんですよね。そのデータから取れば、まあ、次は子育てとかのほうから情報もいただくんですけど、そういうデータが取っていけば、おのずと児童生徒が何名ぐらいになるか出るわけですね、出てると思うんですけど、もし出てたら、例えば６年後、人口が５千人になったときに、天城町の生徒数は全部で何名になるか、データがあれば教えてください。

○教委総務課長（和田　智磯君）

すみません。毎回、データは、その年度の数字しか今持っておりません。

教育委員会内部のほうには、課のほうには、将来１年生が何名入ってくるというデータはございますけど、今この場に持ち合わせておりません。

○１０番（柏木　辰二議員）

ぜひ、学校の統合とか建て替えとかいろんな問題が出てくるときに、データは絶対必要だと思うんですよね。それによって、地域の方々に、こうだから、天城町は１０年後はこういうふうな人口になってますし、こういった方向で行きます。小規模校の、本当の小規模校でもいいですよ。この方向で行きます、というそのデータを基に、これからどんなことも進めていくことが大事だと思うんですけども、教育長、どうですか。

○教育長（院田　裕一君）

ご指摘ありがとうございます。ちょっと手元に持っていないので、大変申し訳ありません。

今議員がおっしゃったように、そういうデータもしっかり把握しながら、また、これは統廃合とかいろいろになると、これは地域の方々の声、それから当然町長部局との協議も必要になりますし、また議会の皆様のご理解も必要でございますので、そういうところもしっかり把握しながらやっていきたいなと思っております。

ご指摘ありがとうございます。

○１０番（柏木　辰二議員）

分かりました。

また少し、最後にまた触れるかもしれませんが、２項目めの農家所得の向上の対策について、これも関連します。

短期大学なり大学、これは島にはないわけですから、まあ、島外に出るわけですよね。そうすると、天城町は一次産業、まさに農業、林業、水産業ですかね、が、第一次産業なんですけども、農家、農業立町で農家の方が多いわけです。

その農家の方たちが、例えば、昔は本当に苦しい中で、本当に勉強熱心な方たちは出ていってそれなりの地位を築いた人はたくさんいますが、今現在、いろんな状況が変わりまして、例えば、一般の農家が出せる経済的な面ですね、それは教育委員会で協議されているのを後で聞きますけども、その前に、農家所得、農家の、例えば平均所得、農家じゃなくてもいいです、全国、県、郡、天城町の平均所得をちょっと教えてください。

○農政課長（碇本　順一君）

お答えいたします。

天城町の、令和４年度なんですけども、農業生産実績、農業の売上げですね。合計で４１億５千万余り。全ての農業の生産額となっております。

○１０番（柏木　辰二議員）

農家じゃなくていいわ。

○農政課長（碇本　順一君）

ただいま申し上げましたのが生産実績であります。当然これには農業の生産コストが出てきます。

今、農政課のほうでは、農家戸数、大体７７３戸、で、ちょっと品目でものすごい差があることはあるんですが、例えば畜産だと４分の１程度が所得だろうというところになりますと、なかなか所得としては積み上がっていきにくいのかなと考えているところです。

ちなみに、後ほど出るかもしれませんが、農政課のほうで、農業基本構想という

のをつくっております。その中で、農業所得として３５０万得るためにはというとこで、例えば畜産専作でいけば、生産牛５０頭ぐらいというふうな数式が出ているところです。

○１０番（柏木　辰二議員）

５０頭ですか、厳しいな。

私、簡単に、また概算というか出したんですが、農家じゃなくて全国平均の所得ですね、多分３００万ぐらいだと思うんですよ。天城町が２４８万ぐらいですかね、所得の平均。

そうすると、今課長言われた３５０万、この農業ビジョンでしたっけ、３５０万。まあ、目標に出していると考えているということなんですが、例えば５０頭を持っている人なんて限られていますよね。畜産でしょ、畜産。単純に考えたら、これ、本当に辛く読んで、例えば、全国平均の農家所得、私は３００万にしましたけどね、例えば３００万だとしますよ、３００万。所得は、必要な経費を引いた残りが所得。収入は何も引かない場合のが収入だと思うんですけど、この辺の計算を抜きにして、平均所得３００万にもっていくためにはどうするかと考えたときに、さとうきびだとどれぐらいの面積が要るのか、ばれいしょだとどれぐらいの面積が要るのか、畜産だと今５０頭と言われています。５０頭ではちょっと厳しいな。要るのかということを、逆にどういうふうに考えているんでしょうかね。

○農政課長（碇本　順一君）

お答えいたします。

その前に、申し訳ありません。私、５０頭ってさっき申し上げたみたいですが、３０頭です。申し訳ありません。

先ほど申し上げた、基本農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想というところで、今議員がおっしゃっている所得のところを目標として挙げているところです。

先ほど申し上げた肉用牛専門だと、生産牛３０頭で飼料畑が３ha程度。あとそれに付随する農業機械を備え付ければ３５０万に届きますよというのを、令和５年の計画で立てているところです。ただ、今、現状といたしましては、資材高騰で市場価格の低迷の中で、理想どおりのところは目指しにくいなというのがございます。

あともう一点が、さとうきびだったり、特にばれいしょなんですが、専作でいってしまうのは非常にリスクが高い。当然市場ものですので、一番安定した経営というのは、農政課といたしましては、複合経営。さとうきびがあって、畜産があって、ばれいしょが何割かというところで、安定した経営のためにやはり複合経営のほうが適しているかなというところで、この基本構想のところも、実はばれいしょ専作

というのは想定していないところです。

今、ちょっと矛盾するんですが、専作でいくとなると、肉用牛かなというところで、さっき申し上げた３０頭、３haというところになります。

○１０番（柏木　辰二議員）

さとうきびは、何町歩と試算していますか。さとうきび。

○農政課長（碇本　順一君）

お答えいたします。

さとうきびですと、まず、直植付けが経営面積としては３０町歩と、当然ハーベスターが導入されますので、それの受託が２０haぐらいこなせば、３５０万の所得につながりますという標準が出ております。

○議長（上岡　義茂議員）

しばらく休憩します。

休憩　午前１０時５８分

再開　午前１１時１０分

○議長（上岡　義茂議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

柏木辰二議員。

○１０番（柏木　辰二議員）

所得で質問すると、お互いに私も分からないんで、所得はやっぱり農家、個々の条件もありますし、そこで話を議論するとできないんで、勝手に例えば粗収入、純な売上げというか、粗収入で話をします。

例えば、全国平均は３００万円、収入は３００万円としますね。そしたら天城町でさとうきび作ってる方は例えば３町歩必要じゃないかと、簡単に。それは反５ｔにして２万円、２万円ぐらいにして反１０万円としたときに、３００万円にするには３０反ですから３町歩は要る、実際はもっともっとでしょうね、この３町歩は天城町の平均自家所有の畑面積ですよ。３町歩。これもあくまでも平均ですから、それ以下の人もいます。ですから町長がさきに答弁した高収入ちゅうか、生産上げて高収入、そういった付加価値のあるものと、そういったふうな話をしたんですけど、まさにそこに行くんですけども、だから全体の底上げをするためにはどうするか、どうすればその底上げして、これ教育の問題なんですが、例えば、学校教員にするためにはやっぱり経済的なのが出てきますよね、そのために農家であればどれぐらいの、どれぐらい持っておかなきゃいけない、余裕ができるのかっていうことを考えたときに、私も全然計算間違ってると思うんですけど、仮にそうしたときにやっ

ぱり３町歩は要るんじゃないかと。でも３町歩ない人もいます。その方たちはやはりそこでできるものを作って所得を上げていく。所得を上げることによって余裕ができて子供たちが勉強できる環境にできる。

今の農家の人たち、今の現況を実際見てみると、やはり経済的にも苦しいし、子供の勉強とかそこには手をかける余裕もない方もいっぱいいます。そこにもしかしたら本当に優秀な子がいて伸ばしてあげれるのに、できない子も出てくると思います。そういったことから考えたときにやっぱり経済面から考えたりすると教育の問題も、そこも解決の方向に行くというふうにつながってくるんですよね。

そういうことで３町歩。ばれいしょだと市場価格によって大分左右されますので、例えばばれいしょだと１．５町歩、３００万円にするためですよ、ぐらいじゃないかなと思います。畜産だと３００万円、粗収入でいけば、親牛１０頭、１０頭ぐらいと考えたときに１．５町歩か２町歩ぐらいの畑が必要になってくると。その畑の面積から考えればどれぐらいに必要かな。これ計算が難しくてもっともっとないと駄目なんです、本当は。そういうことを言いたいんです。でも所得が大事、所得を向上してやはり教育の面にお金をかけられる余裕を持った天城町のそういった農家の方たち、農家に例えて、例えば例挙げてるんですけど、そういったことを考えていかなきゃ、やはりそういった面にはつながっていかないと、教員も増えないと、そういうふうに私は考えます。

そして、後でまた聞くかもしれませんが、子育て環境の３項目にもつながっていくんですけども、課長にお聞きしますが、実際今、天城町で年何名ぐらいのお子さんが誕生しているのか。

○長寿子育て課長（廣田　泰望君）

お答えをいたします。

住民基本台帳からの拾い上げの数字となりますが、令和元年度４３名、令和２年度３６名、令和３年度４６名、令和４年度においては３８名、以上となっております。

○１０番（柏木　辰二議員）

そうすると平均４０名だとすると、これが例えば６年後、５千人、人口が５千人切るときの子供出生数と、今の学校の今の状況からデータを分析すれば天城町全体の児童数は生徒数は何名というのは出るはずですよね。出ますよね。そういうの出てないんですか。

○議長（上岡　義茂議員）

もう１回、柏木議員。

○１０番（柏木　辰二議員）

出生数の平均と、６年後だったら減るかもしれません。それを基にして出していけば６年後は何名、その子たちが小学校入学、中学では何年後は何名。入り組みはありますよ。単純にそういうデータもつくって、そのデータを持ちながら、じゃあ天城町の児童数は何名になる、そういうことからデータも持ちながらぜひやるべきだと私は思うんですよ。それがなければ後で別に。

○教委総務課長（和田　智磯君）

失礼いたしました。お答えいたします。

データのほうは教育委員会の中のほうにつくって持ってはございます。

○１０番（柏木　辰二議員）

それもまた議会後に、急ぎじゃないですけど、データ、ちょっと見せてくださいね。

この３項目めの子育てのよい点悪い点、町長からはさきに最初の答弁でありましたが、それもそうです。まさにそれだと思います。私が考える子育てのよい点、これは一つ挙げれば高校までは無理していける。これも教育のあれにつながってますから。高校までは無理していける。高校から以上はないわけですから、大学、そこに経済面にお金が負担しなきゃいけない、かかると。そこがいい点であり、悪い点は島外に出すから費用がかかるということですね。それが含めてその経済力、結局教育委員会でもそういう経済的な面をどうするかということも農家の所得だったり町民の所得だったりそこのデータをつくりながら、そことやはりリンクさせてどれだけお金がかかるんだと、国公立大学にどんだけかかるんだと、国公立大学にするときにどんだけかかるんだと、それはどれぐらいの収入があれば行かせることができるんだということですよね。その収入を全て大学の費用とかじゃなくて、こんだけのレベルだったら何とか奨学資金だったり、借りて行ける、そういうことをぜひ私はやってほしいんですけど、どういうふうに考えますか。

○教委総務課長（和田　智磯君）

貴重なご提言ありがとうございます。

本当に子供たちにかかる教育費、これをデータ化することはとても大切だと思います。一つ一つ取りまとめをしながら子供たちが大学進学、そして天城町の将来を担う子供たちに成長していけるようにしっかりとデータを取りまとめていって、それをまた定例教育委員会等の中でもしっかり話合いをし、そして予算化できるものは予算化をしていき、そして取り組んでいきたいと思います。

○１０番（柏木　辰二議員）

分かりました。

とにかくそのデータを追跡してデータを取ることによってどういった状況である

か、奨学資金を例えば借りたときに審査もすると思うんですが、目的を達成した、仮に、これ私の考えです、仮にその目的を達成したお子さんにはその奨学資金は天城町単独のやつでしたらそれは返済なしと、免除、それぐらいのことがあっていいと思うんですね。全てじゃないですよ。そういったことにまた勉強に対する向上心を上げるとか、それが保護者の経済面もカバーすると、いろんな方向も考えられると思いますので、そういったこともやはり検討して教育委員会でいろんな私が言ったのが正しいか分かりませんが、そういったことを協議してこの天城町の子供たちが学力面に関して、勉強面に関してはそういうとこに行って教員の先生になりたい人を増やす、そこにもつながってきますし、それが天城町のためになるわけです。大きく言えば徳之島全体のためになると私は思うんですね。

そういうことも含めて今回の質問をさせてもらいました。１項目から３項目めまではつながっているという話をしたんですけれども、言葉足らずで理解ができていないかもしれませんけど、私の思いはそういった思いです。

ぜひ、とにかくデータを取ってほしい、何でも、ということが要望ですね。ということで、４項目めのあまぎ自然と伝統文化体験館整備事業についてお聞きします。

これはちょっと気になる、全協でもあったんですが、気になるところをやはり聞かなきゃ駄目だなと思うことで取り上げました。

今回の体験館整備工事に関して、今回の議会で変更契約の議案が上がっているんですけれども、過去において増額変更されて減額変更した、そういった例があるのかないのか、そこちょっとお聞きします。

○建設課長（宮山　浩君）

お答えいたします。

増額の変更契約をした後に、最終または減額変更というのはなかったと思います。

○１０番（柏木　辰二議員）

じゃあ、その最初の増額になった理由は何ですか。

○建設課長（宮山　浩君）

予算の話ですよね。当初、令和４年度で１億円程度の事業費で予算を組み立てまして、国の補助金、その辺で取れる申請して許可が出た工事費が１億円程度だったんですが、その後、実際その１億円でどこまで工事ができるかという切りのいいところまで積み上げた結果、１階の躯体までの工事費で発注したほうが現場的に切りがいいということで、設計書を最初仕上げた結果、１億５千万円程度の工事費の積算になりました。

ということで、１億円の予算では少し発注が難しいということで、補正で５千万円を、起債を充てて５千万円の予算を増額して、Ｒ４年度の予算を１億５千万円程

度に積み上げて発注しました。ですので、１回予算を上げて発注をして一番切りのいいところまで、今回の繰越事業で工事を発注したということになります。

○１０番（柏木　辰二議員）

じゃあ、減額にする理由は何ですか。

○建設課長（宮山　浩君）

お答えいたします。

発注を令和５年の６月に入札をして、７月の上旬に契約をして、工期を７ヶ月程度、７ヶ月半ぐらい取ったんですが、受注業者が四方を駆けずり回って現場に入れる下請の職人さんを探したんですが、目標とする人数の職人さんが確保できなかったということで、現場が遅れました。るる協議を毎月のように重ねてまいりましたが、さらに工期を延長、２ヶ月ぐらい延長したんですが、それでも受注した部分までの完成が間に合わないということで今回協議をして減額の変更契約になりました。

○１０番（柏木　辰二議員）

発注の時期、それはもっと前倒しでできたのかできなかったのか、それとその６月に発注して、入札をして７ヶ月、この７ヶ月工期は標準工期とか、工期はしっかり取れている、建設課が発注する側においては工期的なものはどういうふうに見解で、発注しているんでしょうか。

○建設課長（宮山　浩君）

お答えいたします。

４年度中に補正をして工事費を確保はしたんですが、実際、杭工事が４年度の末、令和５年３月の中旬ぐらいに杭工事が終わりまして、本来であれば間髪入れず、そこで発注ができればよかったんですが、いざ設計を年度の途中で県の単価等が変わって、実施の設計書を打ち上げたところ、少し予算的に不足しましたので、設計書の足りない部分を分けて新年度のＲ５の予算でまた１千５００万円程度の設計書と、もともとあった４年度の設計書と分けて作成するのに約２ヶ月ぐらいかかりました。それで６月に執行伺いを取りまして、６月中に入札をしました。

工期なんですが、標準工期、どうだったかということですが、ＲＣの２千m^2ぐらいの１回までの発注ですので、通常仕上工事まで入れて６ヶ月半ぐらいです、都会ですと。離島ですと、それに１ヶ月ぐらい足しますので通常７ヶ月半あれば２千m^2のＲＣ造であれば仕上工事まで終わるというのが普通の工期です。ですので、今回は仕上工事は入っておりませんので、７ヶ月程度あれば十分に間に合うという役場のほうは計算をしておりました。

○１０番（柏木　辰二議員）

再度確認しますね。それも標準工期では問題なかったというふうに、あくまで標

準工期だということでいいですか。

○建設課長（宮山　浩君）

標準工期をあくまで今県が出してくれている標準工期の表があるんですが、今この表は使ってないんですが、四、五年前までこの表で動いてましたので、通常のＲＣの建物であればこの表を使っても何らおかしいところはないので、役場としてもこの表のとおり７ヶ月程度は十分可能だったのではないかと考えております。

○１０番（柏木　辰二議員）

この前説明はなかったんですが、私が多分そうだと思って確認した、そうなんですけれども、今回例えば６７％でしたっけ、その時点で完成を検査しますということでしたよね。工期は間に合わないから例えば約５千万円は４月以降に、今のところ随契って話を聞いたんですけど、そこは後で言いますけども、例えば結局１億円、例えば１億円としましょうね。１億円の仕事がいろんな資材高騰だとか、かかって１億５千万円になりました。そうしたときにその中のその１億円が別の５千万円じゃないわけですよ。別に全く違う５千万円じゃないわけだから１億円が１億５千万円になりました、資材高騰いろんな理由で。そうするとその１億５千万円の１億円で補助金の対象になるってそこは本当に言い切れるんですかね、そこはちょっと疑問なんですけど。

○建設課長（宮山　浩君）

お答えいたします。

交付申請自体は今企画財政課のほうにお願いをしておりまして、交付決定に至るまで例えば１億何百万円かかかるということで要望をして、国の決定の補助金が決まって、その逆算した額が補助対象額となります。

ですので、今回の補助対象額が１億１００万円がプラス４年度から繰り越したこの予算の補助対象額です。それに付随する町単部分、補助裏、起債部分、そこはその１億１００万円超えていればある程度その起債ができる額で補助裏がつきますので、例えば公営住宅なんかもよくあるんですが、１億円の補助対象なんですが実際の工事費は１億２千万円とか３千万円とかなることがあります。補助が５千万円だとしてその補助裏が５千万円なのか８千万円なのかは工事の実施設計を組んだときに幾らになるのかということになるので、そこは何回も県と確認をしてもらいましたが、１億１００万円を超えればちゃんと補助金請求ができるというふうに聞いております。

○１０番（柏木　辰二議員）

ちょっと気になるもう１点、結局そのお金の面で今話をされてますよね。お金の面で。工事金額ですよ。そうするとその現場の、もの自体、工事自体のもの、それ

が当初は例えば壁ですか、その最初説明あったように壁全体を打った工事が１億５千万円になりましたということでしたね。それが多分そんだけ５千万円抜くということは、それで区切るということは、当初のやる予定の、できないということは設計数量も全て差し替えるか、その当初の設計数量、設計書ですよ。それ自体が全く変わったものになっていることになるわけですかね。

○建設課長（宮山　浩君）

当初設計で各例えばコンクリートが何ｍ^{3}、型枠が何ｍ^{2}等々出て、当初設計があります。実際本当に３月のその二十数日までできる範囲で全てまた立米数、平米数を拾い直して、その変更数量を出して、元の設計額、変更設計額を出して、入札率をかけて変更契約額というのが出てきますので、全て数量が各項目ごとにここまでという数量をちゃんとはじき出して変更の契約になります。単純にパーセントじゃなくて、全ての項目においてきちっと検査ができる数量を拾い出して変更設計書を作るということです。

○１０番（柏木　辰二議員）

ちょっと気になるので確認しますね。例えばこの数量がこんだけありました、これは設計ではゼロになるということですかね。そういっただから結局最初に言ったのは当初の契約で発注して契約したときに追加も入れてそのときの設計数量ですよ、設計書の。それが大分変わった変更、相当変わった設計数量で契約するっていうことになるわけですよね、そういう理解でいいですか。

○建設課長（宮山　浩君）

当初出した設計書の数量から大分項目的にゼロになる項目もあるでしょう。半分というのもあるし、１００％終わっている項目もあります。ですので、それを全て細かく積み上げてここまでちゃんと図面を作ってここまでちゃんと終わりましたという検査ができる数量で変更契約をするということです。

○１０番（柏木　辰二議員）

分かりました。もうあと何点か聞きますね。

発注の仕方なんですけど、この時点でいろんなもう結構人手不足だったり、そういう状況でしたよね。皆さん役場側も分かっていますし、そういったことを考えれば例えばこの発注の在り方ですよ、仕方ですよ、特定建設共同企業体つくる、これ歴史見たら２億円相当ということもあるんですが、でも２億円だとは書いてないんですよ。これは町長が決めればできることだと思うんですよね。そういった出し方もできたんじゃないか。

それからその分割発注、学校だったって、同じ建物でも半分に割って分割発注しますよ。例えば樟南二高の女子寮も１億円ぐらいの仕事が分割発注で完成してます

よね。仕事の中身は違うんで多分恐らくちょっと図面を見せてもらったんですけど、結構複雑な建物なんでこれ時間かかると思いますよ。結構人手もかかるだろうし、なおさらこの設計書を見る限りにおいても、せめて分割発注のほうがよかったんじゃないかなと私は思うんですけど。それ結果論がどうのこうのより、その時点そういう考えとかはなかったんでしょうかね。

○建設課長（宮山　浩君）

お答えいたします。

工区割をして分割発注するという考えもありますし、その工区割をするためにまた設計事務所のほうでそのラインを引いて数量の拾いを別々にやるとか、あと設計書が上がってきたときの経費の振り割り、金額による振り割り、按分したり、そういうのがあって少し余計また時間かかったりするんですが、最初からそういう方向で進んでいればよかったとは思います。

今議員がおっしゃられるように、町営住宅とか今回の女子寮などは通り芯で１工区、２工区分けて発注しております。発注してその最終の仕上工事まで入っておりますので、分割したほうが大工さんとか最後のクロス屋さん、仕上屋さん、お互いに探したほうが早いのかなという点もあります。今回に関してはもう主に鉄筋工事と型枠、あと左官の仕上げぐらいの工種ですので、そこまで役場のほうが気が回らなかったというのは反省するところでもありますし、今後、上のほうは２工区、３工区、屋根仕上げの工事に入っていくんですが、じゃあ今回このような経験をしてそこを見直すかというのはまた役場のほうで協議させてください。

また、ＪＶに関して、特定建設企業体についてはここ数年そういう発注をしてなかったもんですから、ちょっと私のほうもそういう考えが至らなかったところです。

○１０番（柏木　辰二議員）

結果論ですから、もう今から今さら言ってもどうしようもないんですけど、もちろん分割にすると経費が一本で済む、経費が按分して逆に、工事量かな、少なくなりますよね、その影響もあると思いますけども、やはり今その状況を考えたときにはやっぱりそういうことも考えたほうがよかったんじゃないかと私の意見です。

そしてもう一つ、その工事が２年をまたいだときに申請する、事故繰越だと思うんですけど、その事故繰越の申請はなぜしなかったんですかね。

○建設課長（宮山　浩君）

お答えいたします。

事故繰越のできる要件、社会通念上避けがたい事故という規定がございまして、いわゆる洪水、地震あとは現場で大きな事故が起きて工事が中断するなどそういう避けがたい事故とうたわれておりまして、今回のその人員不足、現場の職人さんの

不足による理由で事故繰りはできないという、県に相談したら最初そういう答えでありました。その後、事故繰りに関して財政課のほうを中心にお願いしていろいろ協議進めてきたんですが、いわゆる今回はその先ほど言った１億１００万円の対象事業費はクリアしているということで事故繰りには当たらないというのが県の回答でございます。

○１０番（柏木　辰二議員）

私は単純な、私の考えなんですが、馬毛島ですか、あそこの工事で相当そちらに日本全国から人が取られていろんな現場で支障を来してますよね。またそういったことも理由の一つに何とかこじつけられないものかなと思ったりもするわけですよ。今課長が言われたその理由でしかできないと言われたらそれまでなんでしょうけど、もっとまず口頭だけじゃなくて何かもっと煮詰めてという方向も考えられたはずじゃないかなと私は個人的に思います。

そして、今回、防災センターを最後に聞きますけど、結局防災センターも結局間に合わずに、事を間に合った形にしてあっちの場合もちょっと特殊なんですが、終わりましたよね。それがここでできるのであれば、防災センターでもできたんじゃないかって単純に思うわけですよ。そういうことも含めて今回例えば本当に頑張っている業者さんには失礼な言い方ですけども、こういった悪い例というかな、こういうことをやることによって、今後またいろんな影響が出る可能性も出るわけですよ。私は悪い例だと思います。そういうことはつくらないためにも、もっと何かその発注の前からそういったことも考える、もっとそこに少し配慮すべきだったんじゃないかとそういうふうに思います。今回、変更の件もあまり納得はしないんですけど、どうせ議会通るでしょうから、その後、一旦締めて、その随契とかそこのほうもしっかりもっと見直したほうがいいと私は思います。そこちょっとそこの辺の答弁をもらいたいんですが。

○建設課長（宮山　浩君）

お答えいたします。

全員協議会のほうでは説明いたしましたが、いわゆる工事金を変更して減契約をします。その残工事につきましては大変心苦しいんですが６年度に入ってすぐに補正をさせていただいて、残工事を今現場で仕事をされている業者さんのほうに随契という形で契約をさせていただきたいなというふうには考えております。そこについては、今議員が言われるような契約方式等についてご意見があるのは承知しておりますので、必ずその方法でするのか、また方法を変えて残工事を発注するのかは、また上司のほうと相談させていただきたいと思います。

○１０番（柏木　辰二議員）

この件あえてもう町長には聞きません。そういったことも私はきれいな形で、両方落ち度があるんだったら落ち度がある、そしてそういったときにペナルティも発生するわけですから、町民にしっかり説明がつくようなきれいな形でぜひ進めていってほしいなという要望も込めての今回の質問ですから、そういうことでこの件は終わります。

それから、最後の政治姿勢についての防災センター工事なんですが、この件３月２７日ですか、この議会の後にまたあるわけですよね。３月２７日でしたっけ、もう一回確認します。

○総務課長（福　健吉郎君）

お答えいたします。第１３回公判が３月２７日に行われます。

○１０番（柏木　辰二議員）

この件ももう何度も聞いてますが、やはりどこまでの着地点というか、その覚悟を決めてとにかくずっと先延ばしにしないような方向も私は考えたほうがいいなと思ってますし、責任の取り方はいろいろあると思うんですが、その辺も含めて最後にこの件は今の状況だけ、少し前回から今回の３月２７日はどういった争点になるのか、そこの説明できたら簡単に説明お願いします。

○副町長（祷　清次郎君）

前回の本会議でもご報告させていただきましたが、いまだ、当時、事故繰りができたかできないかという争点のところでまだ双方の言い分の確認といいますか、その資料提供がなされていると認識をいたしております。

○１０番（柏木　辰二議員）

じゃあもう最後に町長にお伺いしますね。

今までずっとこの件に関しては、変な言い方、被告側になっているわけですけれども、そのトップが今の町長なわけですよね。最後にこの公判が終了しました、結果はどうあれ、そのときの説明責任というか、その説明は、私は町長自らの言葉で説明するべきだと思うんですが、その辺は町長どういうふうに考えてますか。

○町長（森田　弘光君）

お答えいたします。

ただいま柏木議員のほうからお話がありました天城町長が被告ということで、今回のこの住民訴訟は行われておるわけであります。やはりその中で結審、どのような形でその裁判の結果があるのか、これについては私たちが予断をすることもあまりよくないことかと思っております。そのような中でその裁判の結審がついたときには、しっかりとその結果については私のほうから町民の皆さん方には説明をしていきたいと思っております。広報誌でやるとか、また、ＡＹＴであるとか、そこに

ついてはその時点の中で相談させていただきたいと思います。

○１０番（柏木　辰二議員）

分かりました。

それでは最後にまとめとして、１項目から３項目め、出したんですが、結構その担当の課の課長とかもう少し私も細かく出して、ちゃんとした答弁をもらえるような、かみ合うような議論にしたかったんですけど、それがちょっとかなわなかった自分も反省しています。でもやはりデータを取ったり、その辺はぜひ進めてください。そして天城町の子供たちが一人でも多く教員になれるようなチャンスをつくるようなことを教育委員会でやはり協議して進めていってほしいと思います。

そして、２項目めもきれいな形で終わらせることを要望します。

そして、最後のその防災センターの件もやはり町長今ありましたので安心しましたが、そこも含めてしっかりと天城町、前に向いてよくなるようなことで私も考えていきたいと、質問をしていきます。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（上岡　義茂議員）

以上で、柏木辰二君の一般質問を終わります。

次に、議席番号２番、平岡寛次君の一般質問を許します。

○２番（平岡　寛次議員）

町民の皆様こんにちは。議席番号２番、平岡寛次でございます。

初めに、先般発生しました能登半島地震においてお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたします。また、一日も早い復旧復興を願っております。

それでは令和６年第１回天城町議会定例会に当たり、議長の許可を得て先般通告いたしました３項目４点について一般質問をいたします。

１項目め、農政について。その１点目、土作り、堆肥作りの推進と取り組みについて。２点目、輸送コスト支援事業の拡充について。

２項目め、ふるさと創生について。１点目、ライドシェア制度の導入について。

３項目め、建設行政について。１点目、公共工事の発注時期と工期について。

以上、３項目４点について執行部の明確な答弁を求め１回目の質問を終わります。

○議長（上岡　義茂議員）

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

森田町長。

○町長（森田　弘光君）

それでは、平岡議員のご質問にお答えしてまいります。

１項目め、農政について、その１、土作り堆肥作りの推進とその取り組みについ

てということでございます。

お答えいたします。

農業におきましては土作りは基本中の基本であると考えております。これまでも土壌改良資材や堆肥の助成を行って土作りに対応してきたところでございます。堆肥につきましては化学肥料の高騰などによりその土作りの重要性はさらに増しているところでございます。昨日、島議員の質問にもお答えいたしましたが、未利用資源の活用また高品質な堆肥の製造に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

農政について、その２、輸送コスト支援事業の拡充についてということでございます。

お答えいたします。

施政方針の中でも申し上げましたけれども、現行の奄美群島振興開発特別措置法がこの３月で期限切れとなり、また、４月から新たな奄美群島振興開発特別措置法が始まるものというふうに考えております。その中で奄美群島農林水産物等輸送コスト支援事業が現行のものより令和６年度からはさらに拡充されることとなっております。

内容といたしましては、まずは沖縄向けの移出コストの追加、また、畜産物を対象品目に追加すること、また、生産支援に係る品目数を５品目に拡大するということ、この３点が大きな拡充内容となるかと考えております。

これまで県本土に私たちがややもすると向けていた意識を沖縄にも向けることによって、その出荷品目を模索するとともに、出荷体制の構築を図ってまいりたいと考えております。

また、生産支援の品目につきましては、新たに加工黒糖の段ボールも追加いたしたところでございます。畜産物の追加につきましては、成牛と養豚が対象ということになるということでございます。

今後も、この事業の有効活用を行いながら、農家所得の向上につなげてまいりたいと考えております。

２項目め、ふるさと創生について、その１、ライドシェア制度の導入についてということでございます。

お答えいたします。

一般ドライバーが自家用車を使って乗客を有償で運ぶライドシェア制度につきましては、現在、国で検討が進められている状況にあります。また、それを受けて県におきましても、タクシー協会との意見交換を行いながら、今後の具体的な方策を検討するとされております。本町におきましては、現在タクシー事業所がない状況にあります。国や県の動向を踏まえながら、天城町における交通空白地帯の解消に

努めてまいりたいと考えております。

３項目め、建設行政について、その１、公共工事の発注時期と工期についてということでございます。

お答えいたします。

公共工事の発注時期につきましては、その発注件数が第１・四半期、つまり４月から６月にかけて少なく、年度の後半に多くなる傾向にあります。これを、１年を通して平準化するよう国交省のほうからも指導が出ているところであります。町としましても昨今の労働力不足、そういった状況の中、この平準化は必須であると考えております。事業課を中心に、全庁体制で工事の発注時期の計画を立てながら、平準化に努めてまいりたいと考えております。

また、工期につきましても、労働力不足により標準工期内に完成するのが難しい、そういった状況もございます。工事の種類などを考慮し柔軟に工期の設定をすることにより、工事の品質、工事の安全性の確保を目指していきたいと考えております。

以上、平岡議員のご質問にお答えいたしました。

○議長（上岡　義茂議員）

しばらく休憩します。午後１時より再開をしたいと思います。

休憩　午前１１時５８分

―――――――――――――――

再開　午後　１時００分

○議長（上岡　義茂議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

平岡議員。

○２番（平岡　寛次議員）

１回目の答弁を頂きました。それでは、随時、質問に移らせていただきたいと思います。

１項目め、農政について。その１点目、土作り、堆肥作りの推進と取り組みについて質問をいたします。

昨年１２月議会において、有機農業の推進及びペレット堆肥の製品化について質問をしております。１２月議会の議論において、有機農業の推進、また堆肥の高品質化やペレット化の必要性について課題を共有化し、今後、取り組むべき課題と捉え推進していくと答弁を頂いております。

去る１月２１日に浅間福祉館において、さつまいもの自然栽培についての講演をお聞きする機会がありました。また２月１４日には、オーガニックビレッジを宣言している徳之島町において、有機農業と土作りについての講演を聞く機会がありま

した。感想としましては、大変難しい内容でしたが、共通するところは無農薬、減農薬、農薬による人体汚染、また、農薬や化学肥料に頼らず、植物と土の本来持つ力を引き出す継続的、体系的な農業が重要とのことでございました。改めてオーガニックの大切さを勉強させられたと思っております。

先月の新聞報道によりますと、県堆肥コンクールの表彰式があり、最優秀賞の県知事賞に奄美市有機農業支援センターが輝き、優秀賞にはＪＡあまみ天城事業本部堆肥センターがそれぞれ選ばれております。

ＪＡあまみ天城事業本部堆肥センターは昭和４８年に建設され、５０年が経過しております。堆肥センターの安定した品質管理や生産運営については、今後、ＪＡ天城事業本部との協議が急務であると思っております。

そこで、本町行政としての堆肥作り、ペレット堆肥の製品化、また、昨日も質問がございましたが、家庭から出る生ごみ、バカス、農産物の残渣、それから伐採木などなどを合わせた堆肥化を進めるに当たり、今後どのように取り組まれるのかお伺いいたします。

○農政課長（碇本　順一君）

お答えいたします。

議員のおっしゃるように、昭和４８年から運用を開始して、もう既に５０年経過しております。その中で、堆肥センターの機能強化を図ったリニューアルが緊急の課題だと考えております。

事業主体がどちらになるかはさておき、いずれにせよ、あの規模の施設ですので補助事業を活用することになるわけなんですけれども、その中で、今お話が出ていますペレット堆肥化であるとか、未利用資源、今、議員がおっしゃていた、これまで堆肥に活用していなかった部分、これも十分堆肥の原料として使える物ですので、ぜひ持っていきたいなと思っているところです。

そこで、昨日も少し申し上げましたが、その中で、堆肥の原料が増えていくと必然的に敷地面積、そこを使わざるを得なくなります。そこを考えますと、今、現状でのそのハカマについては、なかなか堆肥センターの敷地内に保存することがかなわない時期もあるというふうに聞いておりますので、従来どおりの、積んでおいて発酵させるっていうところ、少し工夫が必要かなというふうに考えております。

１次分解、１次発酵という表現になるんですけれども、まず原料が来ます、これを物理的に分解いたしまして無菌の有機質を作ります。それに発酵資材を施用しまして堆肥として商品化することを、今、考えております。

そこには当然、規模決定問題であるとか、もう一つ重要なのが、堆肥化して畑に施用するためには安定した成分比が非常に重要となりますので、そこらについての

検証も必要かなと考えているところです。

今、農政課におきましては、鹿児島大学さんと最先端農業実証ラボという契約を結んでおりまして、その共同作業の中で堆肥、もしかすると牛の飼料等の成分分析は可能ですので、そこのご協力も頂きながらしっかりと計画を組みたいと考えております。

○２番（平岡　寛次議員）

ＪＡ堆肥センターとの協力というのは当然でございます。

また、大規模な畜産農家、またさとうきび生産対策本部並びに南西糖業株式会社さんとの連携、または本町とのつながりの深い県本土の堆肥生産法人などから専門的な講師を招聘して、高度な生産技術研修会なども開くことが必要と思われますが、検討できないかお伺いします。

○農政課長（碇本　順一君）

お答えいたします。

今、先ほど申し上げた今現状の動きは、島外の様々なところからのご協力も頂いている。特に発酵資材に関しましては頂いておるところです。

また、鹿児島大学のほうからは、優秀な堆肥製造をしている事業所の紹介、案内もございました。計画を進めていく中で、そちらのほうで勉強するのも出てくるかなと思っております。

また、実際の運用に関しましては、先ほど議員がおっしゃっていました南西糖業さん、そこの、まずはハカマですね、利用がなかなかされていないハカマについてどういうふうに話を組み立てるかっていうところが出てくるかと思います。当然、南西糖業さんもなんですけど、直接ハカマのところは、またさとうきびの生産対策本部、これは３町と関係機関のところなんですが、その場でも本町が組み立てている計画について説明した上で、どれぐらいの量のハカマがあって、それはどれぐらいこちらが計画している中で資源化できるか等も、また協議させていただくつもりでおります。

○２番（平岡　寛次議員）

今後、この堆肥センターの導入に当たりまして、運営協議会並びに建設検討委員会などの立ち上げ、または財源、予算確保に向けた事業申請への取り組みについてお考えをお伺いします。

○農政課長（碇本　順一君）

お答えいたします。

まだ、正式に天城事業本部さんと、しっかり膝突き合わせてお話ができていない状況ですので、農政課単独で、ああします、こうしますとはちょっと申し上げにく

いんですが、やはり話の結果を踏まえた中で、一番、農家さんが利便性というか、優位性が大きい、もう一個が、天城町の環境をどれだけよくするかっていう中で、最善の案を出せるような態勢はしっかり組み立てた中で進めていきたいと考えております。

○２番（平岡　寛次議員）

分かりました。

本定例会の施政方針の中で、町長は、環境対策の一環として未利用の牛ふんや作物残渣の堆肥化も視野に入れた堆肥センターの導入も検討すると述べられております。

また、先日の県議会の一般質問の中で、県執行部は２４年度の奄美振興関連事業に関して、家畜排せつ物の堆肥化促進をはじめ、農業振興を推進すると答弁しております。

堆肥化の高品質化やペレット化及び堆肥センター導入について、町長のご所見をお伺いします。

○町長（森田　弘光君）

お答えいたします。

今、平岡議員がその研修会を２回ほど受けて、やっぱり、その有機農業自体は難しいんだなという所感があったというお話を聞きました。

まず、やっぱり私たちが今取り組まないといけないのは、その化学肥料、化学飼料からの依存度をいかにして脱却していくかっていうことがあるかというふうに思っております。そのような中で、この未利用資源をしっかりと活用しながらやっていきたい。そのためには、今の農協さんが運営している堆肥センターに機能強化をした、そういったものが必要であるという私は考え方を持っております。

そうすることによって、有機を進めることによって、島の環境にも優しいという方向性と、また都会の消費者がそのような有機農産物に移行する傾向にあるということなども含めて、この有機というものは進めていかないといけないというふうに私は考えております。

その中で今、農政課長がお答えしていますように、農協さんをはじめ関係するもの、機関みんなで力を合わせながら、そういう自然に優しい、そしてまた消費者に優しい、そういった物を作るための堆肥センターができればというふうに思っておりますので、それに向けて進んでいきたいと考えております。

○２番（平岡　寛次議員）

今、町長からご答弁を頂きました。

高規格な堆肥センター導入、さらには高品質堆肥の確立は、農産物の反収アップ

のみならず、農業生産コスト低減及び稼ぐ農業の基本だと考えております。土作り、堆肥作りは、農家の幸せづくりにつながると思いますので、どうぞ積極的な取り組みを要請をいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

２点目、輸送コスト支援事業の拡充についてご質問をいたします。

奄美郡島振興開発特別措置法、以後「奄振法」と申し上げますが、奄振法の延長、改正を見据え、先日、県の令和６年当初予算が発表されました。次期奄美郡島振興開発計画策定事業は改正奄振法の成立後、県が５月下旬頃を目途に策定作業を進めるとしておられます。次期計画事業の中で、農林水産物輸送コスト支援事業、また航路・航空運賃軽減事業の拡充が盛り込まれております。

まず、最初に輸送コスト支援事業についてですが、この事業は１次産業の振興策として流通条件の不利性を軽減し、本土産地と同一条件の環境を整える目的として、２０１４年度からスタートして、１０年目を迎えます。最終出荷先が、県内離島及び沖縄県を除く県本土までの海上、航空輸送費の一部を助成する内容となっており、事業主体は各市町村であります。

今回、次期計画事業の内容では、農林水産物の移出先に沖縄県が拡充され、また農林水産物５５品目の対象品目に畜産を追加する計画でございます。そこで、この畜産について、内容が分かる範囲内で構いませんがご説明をお願いをいたします。

○農政課長（碇本　順一君）

お答えいたします。

今、議員がおっしゃるように、新しい品目として畜産が入っておりますが、先立って説明会がございまして、参加いたしました。中身といたしましては、成牛、大人の牛をこちらの農家さんが輸送費を負担した場合と、あと肥育豚、養豚ですね、この２種類が畜産物ということで説明を受けております。

○２番（平岡　寛次議員）

今の説明、成牛と養豚なんですが、この畜産、これを対象品目に加える。これは、本町に適用する輸送コスト軽減事業になるんでしょうか、お伺いします。

○農政課長（碇本　順一君）

お答えいたします。

養豚については、今、実際、島外とのやり取りで営業している方はいらっしゃらないと把握しております。

また、成牛については町内での売買が成立して、島外に出る場合には買い取った方の負担の中で輸送が行われているというふうに把握しておりますので、この新しく追加されたものがそのまま天城町に反映されることはないかと考えております。

○２番（平岡　寛次議員）

分かりました。

国、県は、この輸送コスト支援事業の中の対象品目、畜産という大枠の名称で出てきているわけなんですが、今、課長の説明では、本町では適用しない、なんですが、何とかこの畜産分野においても輸送コストの負担軽減がなるものを、ぜひ今後、検討していただければなと思っております。要請をしておきます。

さて、農林水産物５５品目のうち、現在は、野菜の分野におきまして２０品目がございます。そこで、近年、本町で生産されている実えんどうはこの対象品目に指定されているのかお伺いします。

○農政課長（碇本　順一君）

お答えいたします。

えんどうのほうは対象品目となっておりますが、じゃあそれを天城町が活用しているかと申し上げますと、この事業に乗っかる輸送体系が取られていないために、今、補助の対象外となっているところです。

具体的にはえんどうの輸送に当たっては、緑色の籠がございます。それが出ていってまた戻ってくるということで、その生産支援のそこのところには乗らないところです。

あともう１個が、これは確認してみないとあれなんですが、実えんどうそのものが、県外、本州のほうへの出荷がもしかするとなくてのところかなと。そこについては、またＪＡとしっかり協議、踏まえた上で、本当に該当しないかどうかは確認させていただきたいと思います。

また、もし該当する工夫があるとすれば、この事業については毎年見直しが可能となっておりますので、しっかりと対応していきたいと思います。

○２番（平岡　寛次議員）

分かりました。

昨今、実えんどうの普及も大きくなってきております。どうしてもこの農産物は鹿児島市場または関西市場、関東市場に行く農産物でございます。どういう体系になっているか分かりませんが、県経済連向けなのか、またはくみ食さん向けなのか、運賃がどこで払われるか、そこによってもいろいろ変わってくると思うんですが、どうぞ、そのあたりを検討していただいて、これがＪＡの負担、いわゆる農家の負担であれば、ＪＡ経由ですので、十分この輸送コストの対象品目に当たるのではないかなと思いますので、ぜひ、そのあたりを検討していただきたいと思います。

本事業は輸送コスト支援事業なんですが、２０１９年度から加工品１市町村５品目まで。本町の品目は加工品でいきますと、黒糖焼酎それから粗糖となるわけですね。さらには、農林水産物の生産に必要な原材料、移入のほう、原材料が３品目指

定をされております。本町でいえば、ばれいしょの種子、トルコギキョウの段ボール、それから焼酎の瓶、これが対象に追加されて現状があるわけでございますが、次期計画事業においては、この原材料の移入品目を１市町村当たり、現行の３品目から５品目へ拡充するとされておりますが、その追加品目をどのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

○農政課長（碇本　順一君）

お答えいたします。

議員のおっしゃるように、現行はばれいしょの種子、トルコギキョウの段ボール、黒糖焼酎の瓶、この３つを対象といたしているところです。

５品目まで拡充が可能ということで検討した結果、加工黒糖、黒砂糖ですね。の段ボールを新たに追加しているところです。

○２番（平岡　寛次議員）

となりますと、加工品で残り３品目、原材料で残りあと１品目を指定できますが、この残りの指定品目をどのようにお考えになっているのかお伺いします。

○農政課長（碇本　順一君）

お答えいたします。

当然、この指定品目、品目を指定するに当たっては様々な基準がございます。それを検討しながら、農業の現場っていうよりは、その加工のところのほうの需要のほうが大きいかと思いますので、また、商工水産観光課等とも情報共有を図りながら、もし該当する品目があればしっかりとこの事業に乗っけていきます。

○２番（平岡　寛次議員）

分かりました。どうぞ、今後、まだ少し枠が、１品目、２品目があるようでございますので、対象品目を選定をされて、より多くの農家の皆さん、また事業者の皆さんがこの輸送コストの恩恵を受けられるよう、対象品目の選定に当たっていただきたい。

また、その生産者間で不公平が生じないように、私たちの作物は認められない、でもこっちの作物は認められたみたいなことがないように、不公平感がないような、その基準を持ちながら、選定に当たっていただきたいと。そこら辺を要請をしておきます。

前段で述べました、次期計画事業におきましては、移出先に沖縄県が追加されました。私は画期的な構想であり、奄美群島民においては大きな強み、武器になると思います。沖縄、大都市圏の大市場はもちろんのこと、年間の観光客は数百万人とも言われております。

また、沖縄を経由して関東圏、関西圏への航路、航空路線の利用や、さらには海

外輸出出荷構想も実現可能だと思います。今後、改正奄振法の成立後は、ＪＡさん、また漁業組合、商工会や１次産業生産団体等に広くこの制度を周知していただき、農林水産業の振興及び６次産業化の充実を図る必要があると思いますが、いかがでしょうか。お伺いします。

○農政課長（碇本　順一君）

お答えいたします。

実は、令和４年、おととしになるんですが、１１月に郡の農政推進協議会という団体がございまして、そこと沖縄の市場との情報共有会を実施いたしました。その中で、沖縄とのやり取りの可能性が協議されております。

実は沖縄県、かなりの食材、農産物を県外から入れております。その中で、例えばばれいしょについては宮崎県から入れているっていう状況がございました。それを踏まえまして、その後、農政推進協議会のほうでいろんな動きがありまして、今回の奄振も実現したと理解しているところなんですが。

じゃあ現場の動きはと申し上げますと、今、天城事業本部においては、沖縄向けにばれいしょを出荷するということで県経済連と協議を進めているところです。具体的には、そこが今一番先に動き始めております。

じゃあこの先と申し上げますと、令和、確か７年だと思うんですが、沖縄本島にテーマパークがオープンすると聞いております。そうなると当然、観光客の皆さん増えます。これまで以上に食材が必要になってくるというところで、具体的に、じゃあどの野菜どれが足りないんですかというところは、やり取りできるまでパイプを太くした中で、行っていければなというふうに考えているところです。

あと、さっき平岡議員がおっしゃっていた、いわゆる沖縄のハブ空港、沖縄から各地へ飛んでいく。そこの活用も、例えば、花で何とかできないかなというところ。

もう１点が、これもう大分先の話になろうかと思うんですが、さつまいも、これが町内、島内でそれなりの量が生産できるようになれば、当然、輸出のほうも、鹿児島県経済連が去年かおととしなんですが、輸出で最高額を更新したときの主要品目の一つがさつまいもとなっております。

海外でのその需要については、今後も続くであろうということが予想されておりますので、できることであれば、そこまで生産広げた中で農家の皆さんの所得向上につなげていきたいなと考えておるところです。

○町長（森田　弘光君）

沖縄とのその農産物の交流っていうことにつきまして、今、碇本課長から、当時の農政推進協議会の中のメンバー、天城町からも当時の農政課長がそこに参加をしております。

これまで、鹿児島を経由して東京とか大手のスーパーに出す場合は、ある意味ピッカピカの超一級品じゃないといけないわけですよね。また、向こうの主婦の方々がスーパーに買いに来るんですよね。

そうすると、沖縄との交流ということになりますと、今、平岡議員が数百万人という言葉使っておりましたけども、今、１千万人を超える観光客が沖縄に来ている。これは、ハワイの観光客より多いって言われているんですね。そうすると、向こうは、その形は見ない。だから、言わば食材として調理して出せばいいわけですので、少し考え方がせこいと言われるかも分かりませんけども、これまでA級品として鹿児島に出せなかった、例えば、ニガウリが少し曲がっている、いろんな農作物が少し規格がちょっと外れている、そういった物がこれまで商品価値がないということで、島内消費とか自家消費をしていた物が、沖縄とのやり取りの中で、例えば、鹿児島から向こうに出すとき１００円で売っていた物を、これまでただで、今、価値がなかった物をもしかしたら５０円とか、７０円とか、８０円というような値段の中で沖縄のほうに出すことは可能ではないかなという、そういった話もその当時しております。

そういったことについて、いろんな可能性があるということでありますので、何かいかにもＢ級品を出すんだっていう話ではないんですけど、これまで鹿児島本土に出せなかったそういった農産物も、沖縄とのやり取りの中で可能になるんではないかなと。そうすることによって、いわゆる農業生産額がずっと上がっていくんではないかなという期待もあります。

ただ、あの中で、いわゆるマンゴーとかパッションフルーツ、いわゆる熱帯果樹についてはですね、やっぱり沖縄県はこだわりがあると。やっぱり沖縄産を観光客の方々には提供したいから、今ちょっと、その熱帯果樹についてはもうちょっと待ってくれというようなお話が、その農政推進協議会の向こうの市場関係者との議論の中であったということのようです。

○２番（平岡　寛次議員）

町長の貴重なお話、ありがとうございます。

昨日から質問があります、このさつまいもの件でございますが、私も報道でさつまいもを大量に作っている、これ宮崎の串間市なんですけど、そのさつまいもファームはほとんど外国に需要が多いということで、さつまいもを出しております。

そういったところも、今、課長がおっしゃるとおり、沖縄を経由して外国向けにも出荷ができる、そういう構想が取れるものではないかなと思ったりもしております。

さらには、これ農林水産物の輸送コストでございます。奄美漁協でございますが、

奄美漁協が、しっかり覚えていませんが、２０１９年頃から最先端技術の補助金を得て、奄美の漁協から沖縄に向け輸送をかけております。これが当初から、今、出荷量は３倍に伸びているということでございます。恐らく水産物の加工品だろうと思うんですが。その奄美漁協は、とにかくエア対エアの勝負になると、リードタイムの勝負になるということで、奄美漁協はその加工施設を奄美空港の近くに移設をして、今、展開をかけているというふうな情報もございます。

どうぞ、この移出先に沖縄県を含めたということは大変意義深いものだと思っておりますので、このあたりをどうぞ第１次産業の皆様方に周知をしていただき、これから展開をしていただきますよう改めて要請を申し上げます。

次に、改正奄振法の中で、航路・航空運賃軽減事業について。運賃割引を沖縄路線にも拡充するとしておりまして、開始される時期や割引率については、現在、運航事業者と調整中とされております。その中で、学生に適用される準住民について、沖縄路線において適用になるのか、お伺いをいたします。

○企画財政課長（森田　博二君）

お答えいたします。

航路・航空運賃軽減事業、いわゆる離島割引制度になります。現在は対象者として住民、あと準住民、これは学生になりますが対象者でありまして、鹿児島と奄美群島間の離島割引が適用されているところであります。

令和６年度、今、議員のほうからもお話がありましたとおり、開始時期は、まだ未定でございますが、令和６年度中には拡充されるということであります。対象者、住民におきましては奄美群島から沖縄間ですが、準住民につきましては現行の鹿児島、奄美群島間ということで、今、進められているところであります。

また、この準住民につきましては拡充ということで、介護帰省者のほうも付け加えられるということになっております。

○２番（平岡　寛次議員）

課長、そうしますと、この運賃軽減事業、沖縄路線が適用になるわけなんですが、現行、鹿児島路線については準住民は適用になっておりますね。せっかく沖縄路線が開設されるのに、準住民は適用にならないと、学生は適用にならないという解釈でよろしいんでしょうか。

○企画財政課長（森田　博二君）

お答えいたします。

現行の拡充においては、準住民については、沖縄間の離島割引の適用の対象とはなっていないところであります。

○２番（平岡　寛次議員）

課長、これは航路、フェリーも、航空路線も一緒でございましょうか。

○企画財政課長（森田　博二君）

同様でございます。

○２番（平岡　寛次議員）

せっかくの拡充でございます。私はそういうふうな取決めをなぜされるのか、非常に理解に苦しむところでございますが、こういうふうな航空路線については拡充になるようなんですが。このあたり町長、どのようなご所見をお持ちになるか、お伺いします。

○町長（森田　弘光君）

２月９日に閣議決定されまして、それで、このダイジェスト版といいますか、それが出ましたのでそれを読ませていただきました。その中で、その航路・航空路の軽減ということの中で、奄美群島、沖縄路線の航路・航空路線の軽減で、奄美群島の住民に限るということでありまして、ちょっとまた語弊があるかも分かりませんけど、奄美の子供たちが鹿児島大学行けばいいんだ、琉球大学行っている子供たちにはどうするんだっていう。ほかにも大学ありますよ、ほかにも大学あるんですけど、鹿児島大学行く子供たちには適用する。奄美の子供が、琉球大学行く子供たちには適用しないんだっていうことについては、やっぱり、この奄美の大きな抱えている、その子供たち、今日、午前中にも議論ありましたよね。その子供たちをどうやって育てていくかっていう中で、この区別する理屈はちょっとよく分からないということで、今、私の中で疑念を持っております。

これから、県庁に上がって、離島振興課長また交通政策課長あたりに、ここら辺の区別する何かその適切な理念があるかどうかっていうことだけは、しっかり確認しながら、ここについてはやっぱり外したほうがいいんじゃないですかっていうことは、私の力がどのぐらいあるか分かりませんけど、ないと思いますけどね、やっぱりその気持ちだけはしっかりと伝えておきたいというふうに思います。

○２番（平岡　寛次議員）

町長の固い決意が分かるような気がいたします。

せっかく、沖縄路線を拡充したのに準住民が、または、詳しくは学生が適用されないということが非常に、今現在、残念に思うところでございますが。どうぞ、今、町長が申し上げたお考えを、県のほうと協議をしながら、適用になるよう頑張っていただきますよう要請をいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

２項目め、ふるさと創生について。１点目、ライドシェア制度の導入についてご質問をいたします。

この質問は、昨年１２月議会において柏井先輩議員が質問されております。執行

部のご答弁は、今後、検討させてくださいとの答弁でございました。

現在、地方が直面している課題は、移動手段と言われております。人口減少による過疎化及び運転手不足による公共交通機関は、採算性が悪化し路線を縮小せざるを得ない状況の中、本町は徳之島地域公共交通活性化協議会へ助成を行うなど、３町で支援を行っております。

高齢者の交通事故が増える中、高齢者は行政から運転免許証の返納を迫られ、自分で移動する手段がなくなる状況でございます。

また、地方では深刻化するタクシー不足の解消や高齢者の買い物支援、病院の通院の移動策及び移動手段確保は急務でございます。

そこで、ご存じのとおり、ライドシェア制度の議論が中央政府国会でなされております。いわゆる一般のドライバーが、自家用車を使って有償で旅客を送迎するサービスです。国交省は、一般の方々から意見公募、パブリックコメントなどを経て、この３月中に制度設計案を決定し、タクシーが不足する過疎地域や時間帯に限り、タクシー会社の運行管理の下で、本年４月から一部限定的に解禁する予定であるそうです。

また、今年度６月には全面解禁に向け、法整備の議論を踏まえ結論を出すとの報道がありました。

交通手段の確保が困難な過疎地で、自治体やＮＰＯ法人に限定して、有料の送迎を認めている現状で、自家用有償旅客運送制度を拡充するとしておりますが、本町において、この自家用有償旅客運送事業は現在行われているのでしょうかお伺いします。

○企画財政課長（森田　博二君）

お答えいたします。

自家用有償旅客運送でありますが、これには大きく分けまして２種類ございます。福祉有償運送と交通空白地有償運送というのがございまして、福祉有償運送につきましては、現在、社会福祉協議会と、あと天寿園のほうでこの事業が展開されている状況であります。ただ、やはりこれ福祉という名前がついておりますので、支援が必要な方々が登録をした中で活用している状況でございます。

○２番（平岡　寛次議員）

その福祉有償旅客運送、これは今、自治体がこれをやっていると。ではなくて、その天寿園さんがやられていると。

もう一度、お願いします。

○長寿子育て課長（廣田　泰望君）

お答えいたします。

長寿子育て課のほうで、ただいま説明のあった天城町福祉有償運送業運営協議会というものに参加をしているところです。

行政が関わる部分としましては、その協議会の中で事業、運行を継続するかどうか、対象者がいるかどうかという確認作業のみになっているところでございます。

○企画財政課長（森田　博二君）

ちょっと補足させていただきます。これは徳之島地域公共交通活性化協議会の中で、許可が出た場合には運送ができるということになっております。

○２番（平岡　寛次議員）

分かりました。

公共交通活性化協議会の中の議論を今後注視していく必要があるなと感じております。

本町においては、現在タクシーが１台営業しております。また、世界自然遺産に登録され、さらにはコロナ禍も明け、本町へ観光で見える観光客も徐々にではありますが、増えつつあると思います。本町が進めるスポーツ合宿誘致においては、ご存じのとおり、プロ野球のダイエーホークス所属、昨年のＷＢＡ世界一に輝いた近藤選手をはじめ、他の球団選手の自主トレ地として多くの関係者が見えております。全国の陸上選手の合宿、大学生の合宿など、今後大きく関係人口の拡大に期待されるところでございます。

また、トライアスロンＩＮ徳之島大会や大型クルーズ船寄港などが開かれる中、移動手段がネックとなっているのが現状ではないかと思いますが、商工水産観光課長、感想をお伺いいたします。

○商工水産観光課長（梅岡　拓司君）

お答えいたします。

平岡議員がおっしゃるとおり、確かにクルーズ船の寄港による交通手段が少ない現状と、トライアスロン徳之島大会での応援者の車等がないという現状は理解をしております。ただ、島内のレンタカー会社さん等の需要もかなりあるというふうに認識しておりますので、併せてそういった部分が広がれば、またきめ細やかな利用度につながるような感じはいたしております。

以上です。

○２番（平岡　寛次議員）

私は数日前、定期船の上り便が、平土野港に寄港しておりました。確かに南東の風が少し強かったのかなと。亀徳新港が天候不良ということで、平土野港に寄港しておりました。その際、下船した利用者が港からバス停に向かい、平土野商店街を歩く姿を見まして、本町の課題を考えさせられました。

これは少し古くなるデータでございますが、２０１８年の徳之島観光連盟が実施をしました観光客へのアンケート調査結果を見ますと、徳之島島内での移動手段を教えてくださいとのアンケートに、バス、レンタカーと答えた人が多い中で、驚いたのが、知人友人の車と答えた人が３番目に多かったということであります。ちなみに、タクシーと答えた人は全体の３％程度でした。ライドシェア導入は、タクシー不足に悩む観光地を抱える自治体を中心に導入への期待がある一方で、安全性をどう確保するのかが課題でもあります。また、町長の施政方針の中で、観光客の受入れに伴う課題解決に向けて取り組むとしております。今後、ライドシェア制度が解禁される中、本町の取り組みを伺います。

○企画財政課長（森田　博二君）

お答えいたします。

先ほど議員のほうからもお話がありました、国のほうで今現在、日本版ライドシェアというもののパブリックコメントが実施されている最中ではございます。

昨年の１２月２０日の日に国のほうでは、ライドシェアについて中間取りまとめをしております。これは公表されていることでありますが、簡単に日本版ライドシェアについて申し上げますと、タクシー事業者が運送主体となって地域の自家用車、ドライバーを活用し、タクシーが不足する分の運送サービスを提供するということであります。ですので、一般のドライバーの方がライドシェアに登録したいという場合には、島内のタクシー事業者に相談をして、そのタクシー事業者が国交省のほうに申請書を出す、許可を出すという形になります。ですので、最終的な判断は、タクシー事業者がそれを受けるか受けないかというところになろうかと思っております。日本版ライドシェアというのはこういうふうな形になっております。あとそれとまた先ほどからお話ししております、自家用有償旅客運送というのが、協議会、徳之島３町、徳之島地域でつくっております協議会がございますが、その交通協議会の中で、先ほど言いました福祉有償運送、あと交通空白地有償運送というのがございます。交通空白地有償運送につきましては、これにつきましても、なかなか交通空白地について、徳之島地域公共交通活性会議の中で協議をして、その中でタクシー会社が自分たちがやりましょうかとなればそこに話が行きます。それがもし整わなかった場合には、自治体のほうで団体であったり、ＮＰＯ法人であったり、そこのほうと委託をしてできるようになる制度があるようです。

ただこれをするにしても、公共交通計画というのが策定されない、できてないといけないということで、今、協議会のほうでは来年度この交通計画を立てるように計画を進めているところであります。

○２番（平岡　寛次議員）

分かりました。

いずれにせよ、徳之島地域公共交通活性化協議会、ここでの来年度の協議次第になろうかと思いますが、今後このライドシェア導入に当たりまして、観光客の受入れ体制と、または飲食店の活性化も含めながら、今後、観光協会や商工会など、関係団体とのライドシェア制度設計等の研修会や協議を進めるよう、ご検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（森田　弘光君）

まさしく平岡議員のご提案のとおり、今そういう状況にございます。国土交通省の方が先日来島しまして、では天城町の交通空白地を解消するということの中で、交通空白地という考え方は、例えば当部三京ということなのかということを私が問いました。私たちとすれば天城町全体を交通空白地という括り方をしてもよろしいかというお尋ねに対して、当部三京とかって小さい範囲ではなくて、天城町全体を交通空白地として捉えてもいいんじゃないですかというのが国土交通省の考え方でした。

まさしくそういった議論の中で、やはり私たち行政だけでそれを悩ましい問題として抱えておくのではなくて、直接関係する商工会、特に飲食店の皆様方、そしてまた観光連盟の方々と一回議論をする場、そしてまた徳之島地域公共交通協議会というのは徳之島全体が集まりますので、そこで天城町としてはこういう方向性が今議論されているんですけれど、それについてという提案するためには具体的な何かを持っていかないと、向こうでただ何もなくて徳之島全体の皆さん方が集まって話をしたら先に進みませんので、まさしく平岡議員のおっしゃっているように、まさしく近いうちに関係する商工会の皆さん、そしてまた観光連盟の皆さん、私たち行政と交えて、今私たちが持っているライドシェアのための条件、そういったものを開示しながら、そのライドシェアをする方向という中でどうすればいいかということを話し合っていければなと、今主管課と語っているところでございます。

○２番（平岡　寛次議員）

分かりました。

ぜひ本町の抱える課題の一つに、この移動手段というものを解決していかなければならないと思いますので、どうぞ町長のご努力をお願いを申し上げたいと思います。

ライドシェアのメリットはと言いますと、安価で利用できる面、移動の利便性が向上する面、雇用が生まれ収入が得られる点と言われております。どうぞ今後このライドシェアの件につきましてご検討いただきますよう要請をいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

３項目め、建設行政について。１点目、公共工事の発注時期と工期についてご質問をいたします。

昨今の社会的問題の一つに、２０２４年問題があります。長時間労働を是正するための働き方改革関連法の適用において、建設業は運送業、医療などと並んで５年間の猶予が与えられておりました。その期限が迫り、本年４月から厳格化されるそうでございます。本町の建設業においても、社員の高齢化が進んで、若い人も少なく、人手不足が顕著に進んでいるのが現状ではないでしょうか。そこで、幾つかあるポイントとなる一つが、この建設計画の工期の見直しだと言われております。本町が発注する公共工事において、発注時期と工期の設定は何を基準に決定しているのかお伺いいたします。

○建設課長（宮山　浩君）

お答えいたします。

発注時期につきましては、予算をいただき、議決いただいた後に、設計の準備ができているものはすぐに発注いたします。また、その後に設計を入れるものは、設計終了次第発注をいたします。補助事業につきましては、交付決定がなされる日以降に設計を発注して、設計が仕上がり次第発注するということで、いわゆる事業課であったり、工事費の予算を抱えている各々の主管課のほうで、準備が整い次第、順次発注をするという、今のところはそういう形を取っております。

○議長（上岡　義茂議員）

しばらく休憩したいと思います。２時１０分より再開します。

休憩　午後　２時００分

―――――――――――――――

再開　午後　２時１０分

○議長（上岡　義茂議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

平岡議員。

○２番（平岡　寛次議員）

先月の議会全員協議会において、あまぎ自然と伝統文化体験館整備事業の進捗状況について説明がございました。この件、先ほども質問が柏木議員のほうからございましたが、重複をいたしますが、私もこの件について質問をしてまいりたいと思います。

この体験館整備事業は、令和５年度の繰越明許事業にも関わらず、昨年の７月の請負契約となっておりますが、この契約が遅れた理由は何なのか、まずお伺いいたします。

○議長（上岡　義茂議員）

平岡寛次君の質問の前に、碇本農政課長より、答弁の補足がございますので補足説明をよろしくお願いします。

○農政課長（碇本　順一君）

すみません、お時間いただきます。先ほど、実えんどうの討論の中で、実えんどうの出荷に係る籠、これの導入に対する支援は乗っかっておりませんが、実えんどうそのものの輸送に係る分は支援の対象となっておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○建設課長（宮山　浩君）

お答えいたします。

先ほど、柏木議員のほうにもお答えいたしました。まず、４年度中に令和３年度の繰越予算で杭工事を行っております。この杭工事に関しても発注時期いろいろもろもろあったんですが、結果として杭工事をＲ４年の１０月に発注して、Ｒ４年度中令和５年の３月に竣工をしております。先ほどもありましたが、この後、この杭工事を発注している工期が来る期間において、できれば今回の１工区の発注を試みてはおりましたが、いざ、実際、１億５千万円の予算を議会の皆さんに承認いただいて実施設計を一番切りのいいところまで組んだところ、土工であったり、その設備、電気機械設備等の、後で建物が仕上がってからできない仕事です、土中の配管であったり。そういうもろもろの工事費が単価の改定により少し上がってきました。それで、１千５００万円ほど足りないということで、Ｒ５年度の予算でもう一回設計書をその分を切り離して組み直して、設計書を２本立てにして発注する方向で検討を進めて、それを令和５年度の２月、３月、４月ぐらいかけて、その図面の手直しと設計書の手直しを行った結果、発注が６月になってしまいました。

ただ、当初先ほども話しましたが、今回、発注は鉄筋、型枠、コンクリート、左官ぐらいの仕事でございますので、通常であれば７ヶ月程度あれば離島のほうでも十分余裕のある工期だと考えておりましたので、当初その今回の１工区の契約は、１月の２２日に設定をして、受注業者もその工期を見て確認をして受注をしておりましたので、工期の設定と発注時期について、あともう少し努力が必要であったのかなとは感じておりますが、まあ、建設課としては、十分間に合うんじゃないかという計算の下で発注に至ったということです。

○２番（平岡　寛次議員）

設計のその事務手続、それがいろいろとあるということは十分分かります。ただ、この繰越明許費というのは議会承認後財源確保がなされているわけでございます。

財源確保がなされているにも関わらず、事業執行が遅いと言わざるを得ません。以前より議会において、この繰越明許費額または繰越明許の件数が多いという件については、各委員会の意見書においても執行部へ申入れをしているのが過去にはございます。ですので、どうか今後は明許繰越費の発注というものは遅れがないよう十分な対策をしていただきますよう求める次第でございます。

そこで、昨年この体験館整備事業ですね、昨年６月発注の７月の契約になっているわけですが、この契約時点において施工計画書、施工体制台帳、下請契約書などの書類は確認はされているのでしょうか。お伺いします。

○建設課長（宮山　浩君）

はい。入札後速やかに契約を取り交わします。その後、準備期間の間に施工計画書、施工体制台帳等の提出がなされます。今回は工事管理を設計事務所が請け負っておりますので、設計事務所のほうを経由して役場のほうまで届くということになっておりますので体制台帳は出てきます。あと今、下請についてですが、通常は１ヶ月ぐらいの間で下請契約を交わして役場に届けることが通常ですが、今回のように、なかなか下請業者が決まらない場合は決定し次第、その体制台帳を施工計画書に差し込みをして、役場のほうに届けるということになります。

○２番（平岡　寛次議員）

分かりました。

今回のこの整備事業の工事の請負工期なんですが、３月２２日の完成に間に合わない、そして６７％のでき高で設計を変更して請負変更契約を締結するという内容でございますが、完成に間に合わなかったその最大の要因は、先ほど来いろいろ聞いております。人手不足、またはその鉄筋工がなかなか契約が結ばれなかったというのが大きな要因と思われます。そこで、６７％のでき高へ設計変更する、この６７％という意味、意義ですね、これについて説明をお願いいたします。

○建設課長（宮山　浩君）

今、現場を請け負っている業者、現場の代理人と設計事務所も間に入って、実際今の鉄筋工の施工体制でどこまで本当に施工が終わるのかということを全て協議をしました。それを設計事務所が図面に落とし込んで数量を拾って、数量を積み上げた結果が今この６７％、契約金額に対しては６７％になったということです。先ほども話しましたが、各工種によっては１００％、あるいはゼロ％、各工種によってばらつきはあるんですが、実際、本当に今現場に入っている業者が、３月のその２２日に終わるところまでの積み上げをした結果が今６７％になりました。

そういう意味で、今の工事費仮契約を結んだわけですが、それによって今回は補助対象金額をわずかながら超えることになりましたので、このことは、国費及び県

費の不用額を発生させないぎりぎりのラインだったのかなと思っております。非常に役場としても難しい判断ではあったんですが、だからと言って必ず６７％を超えなさいということで、役場が突貫工事をしなさいとか、そういうことを特に業者に押しつけたわけでなく、協議をして最終どこまでできるかという話合いの結果、この数字になったということでございます。

○２番（平岡　寛次議員）

ただいまの説明です、今回の工事においては、国・県からの補助金を頂いております。それがたしか１億１００万円ですか。補助対象がですね、１億１００万円、その１億１００万円を超えるでき高が６７％というふうな解釈ですか。

○建設課長（宮山　浩君）

本来であれば８０％でもよかったんだと思います、業者さんが頑張っていただければ。そうすることによって、国費・県費に不用額を出さないで済んだということです。これが仮に幾ら現場が頑張っても、その６０％程度しか見込めないとなれば、そのときはいわゆる国費・県費に請求できない部分が出てきますので、収入未済が発生するおそれがあったということになります。期せずして今回は話合いをした結果、僅かながらその補助対象額を上回ることができました。先ほども言いましたが、平岡議員も言っておりましたが、その働き方改革いろいろあって、その土日とか、まあ夜間工事とかそういうのを建設業界のほうでもできないようになってきましたので、昭和時代のその突貫工事みたいな指導も役場からもできないし、また業者もできないことになっておりますので、その中でできる範囲で今積み上げた結果が６７％になったということです。

○２番（平岡　寛次議員）

まあ、私も専門ではございませんので詳しくは分かりませんが、今回のこの設計変更そして請負変更契約、これを行うことによって国・県からの補助金への影響はないということで理解してよろしいんでしょうか。ご答弁お願いします。

○建設課長（宮山　浩君）

Ｒ４で予算組みをした財源の中の国費・県費それぞれ５千５０万円と１千１０万円、国費・県費の財源を充てておりました。その分は満額請求して影響は今回は発生しないということになりました。

○２番（平岡　寛次議員）

分かりました。

それでは６７％の残り３３％の部分につきましては随契発注とのお話でございますが、この随契をするメリットとしては何があるのかお伺いいたします。

○建設課長（宮山　浩君）

随契、先ほど柏木議員のほうにもお答えいたしました。今のところ随契で考えているという話をしましたが、方法はどうなるかまだ最終決定ではございませんが、いずれにしても随契をしたい理由は、既にその今いる業者の皆さんが現場の仮設工事、あるいは鉄筋に関しても既に最終まで仕上げるつもりで鉄筋の発注も終えて加工も今ほぼ終わってきております。今、足場、型枠、その他仮設工事も進めておりまして、今度また新たにその残りの４千９００万円ぐらいの工事を別発注して、別の業者が請け負うとなればまた準備も必要ですし、その仮設をどうするんだ、新たに発注するのか、鉄筋も今の型が加工されているのを買い取るのかという、また新たに鉄筋工を雇うのか等々ものすごく労力も必要ですし予算的にも上がってきます。

今の現場にいらっしゃる業者が、引き続きやっていただけることでスムーズに工期もいきますし、また、経費も上がらないということで、一番有利な、不利なことがないことで進められることが一番、今、随契で行いたいというのが理由になっております。

○２番（平岡　寛次議員）

課長、よく分かりました。ぜひ、その方向性で検討していただければと思っております。

前段で述べましたが、島内の建設業においては、特にこの建築工事においては、技術者不足、人手不足が顕著であります。工種によっては島外業者に依存している状況でもございます。

今後、課長、建設行政においては建設協会また建設協会天城支部等々に情報交換や技術者の雇用実態調査など、建設業界の実態を適宜、適切に把握する必要があると思いますが、課長、いかがでしょうか。

○建設課長（宮山　浩君）

お答えいたします。

議員が冒頭でもお話になりましたが、建設業で働く方の高齢化また若手不足、人材不足がこのところ加速しているように私のほうも感じております。

今、指名競争入札願というものが毎年各業者から届きます。その中で、資格取得者の人数とかどういう資格を持っているのかとかいう添付書類も来ますが、今言われるように、土木の管理資格者等はまだまだ大丈夫のように思えますが、いわゆる建築の鉄筋工であったり、型枠工、大工、左官その辺の資格を持っている方また実際できる方が非常に少なくなってきております。ですので今後の事業、進捗及び発注に関しては私としても危惧を、懸念をしているところであります。その建設業協会、徳之島全体のそういう協会もありますし、また天城支部もありますのでその方々と語らって、どうしたらこの危機を乗り越えられるのか、役場が協力できるこ

とがあるのか、その辺も含めて話合いをしていきたいと考えております。

○２番（平岡　寛次議員）

町長の１回目の答弁にもございました。年度末を控え、事業課及び各課一斉に工事発注する傾向にございます。そこで、課長、今後この公共工事の事業執行については年度当初において、あるいは四半期ごとにでも、全課各課の公共工事発注調整会議など開催が必要だと提案いたしますがいかがでしょうか。

○建設課長（宮山　浩君）

平岡議員のほうに少し事前にお話をいただいて、私のほうも調べてみました。令和５年度で実際４月、５月、６月あたりで工事を発注または工事を行っている件数が大体２０件ぐらいです。

いわゆる下半期、１０月から３月にかけて発注あるいは工期が３月末であるという工事は、やがて６０件ありました。いわゆる３倍です。ですので、ここを繰越しをして平準化するという手もありますが、繰越しをそう軽々できるものでもありません。ですので、町単独事業については、いわゆる交付決定とか設計がいらない事前に済んでいるものとかを含めて４月、５月で発注をする。交付決定が必要なものについても、なるべく工期を３月末にならないような発注の仕方を考えなければいけないと思っております。

今、１回目の答弁で私が答えました各課各々発注しているという状況ですので、今議員が言われるように、例えば６年度ですと当初予算が固まって繰越予算も固まれば、どういう工事を発注するかということは３月中には分かるわけですので、４月を待たずとも全庁体制で、総務課長、副町長と相談をして全庁で抱えている工事の発注と発注時期、発注形態等を話し合える場を３月中に持てれば、このような後半に集中しない形が何とかつくれないかなというふうには考えております。

○２番（平岡　寛次議員）

ぜひ、そのあたりご検討をしていただければと思います。

今回の体験館整備事業の今回の変更手続は、補助金等に影響もなく法的にも支障がないことを確認する中で、適切な判断だと思います。今後、請負業者の罰則も含め適法な建設行政を推進するよう、また併せて、本事業は継続事業でもあります。今後の事業進捗及び総事業費に影響が出ないよう要請をしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（上岡　義茂議員）

以上で、平岡寛次君の一般質問を終わります。

次に、議席番号９番、久田高志君の一般質問を許します。

○９番（久田　高志議員）

こんにちは。早速ですが先般の通告に従い、一般質問を行いたいと思います。

まず、１項目め、農政について。

県営畑地帯総合整備事業清算金に関する事務手続の経緯はどのようになっているか。

２項目め、福祉行政について。

要支援、要介護認定はどのような手順で行われているか。

３項目め、水産業振興拠点施設について。

うおっちょの運営状況はどのようになっているか。

４項目め、建設行政及び施設運営について。

あまぎ自然と伝統文化体験館整備事業の進捗及び今後の事業計画はどのようになっているか。

２点目、完成後の運営計画はどのようになっているか、以上４項目５点について質問いたします。

執行部の分かりやすく責任ある答弁を求め、１回目の質問を終わります。

○議長（上岡　義茂議員）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

森田町長。

○町長（森田　弘光君）

それでは、久田議員の御質問にお答えいたします。

１、農政について。その１、県営畑地帯総合整備事業清算金に関する事務手続の経緯はどのようになっているかとのことでございます。

お答えいたします。

県営畑地帯総合整備事業の換地処分公告後、清算委員会を設立し、清算委員会で承認されたその要綱に基づき、事務を進めることとなっております。

その主な内容につきましては、換地との比較において不均衡を生じる場合は金銭によって清算するものとし、その増減配分額について清算委員会で協議決定し、対象地権者に通知することとなっておりますので、対象地権者に対し要綱に基づいた事務を進めております。

２、福祉行政について。その１、要支援、要介護認定はどのような手順で行われているかということでございます。

お答えいたします。

要支援、要介護認定につきましては、本人、家族、病院からの相談に対し、本人の日常生活状態の確認を行い、徳之島地区介護保険組合に介護申請を行っているところでございます。

徳之島地区介護保険組合におきまして、認定調査員による基本調査、これは７４項目ございますが、その基本調査を基に一次判定を行っております。

保健・医療・福祉の学識経験者により形成されております介護認定審査会、これは二次判定でございますけども、介護認定審査会において、認定調査員や主治医が申請者から得たその情報を総合的に判断し、要支援、要介護認定が確定することとなっております。

審査結果につきましては、役場に通知があり役場からその申請者の方に連絡を行っております。

３、水産業振興拠点施設について。その１、うぉっちょの運営状況はどのようになっているかということでございます。

お答えいたします。

昨年４月にオープンしてから１０ヶ月が経過しました。現在、会計年度任用職員４名、短期勤務職員３名の計７名で常時３～５名のシフト制で運営しております。経営状況につきましては今のところ決して芳しいものではございませんが、今後も安心・安全な水産業の６次産業化を推進するとともに商品力の強化を進め、市場拡大、地場産業の普及による観光ＰＲ、また雇用の確保、漁業者の所得向上を目指していきたいと考えております。

なお、令和６年度におきましては試験的ではありますけども、移動販売やインターネット販売を行い、その市場拡大に努めていきたいと考えております。

４、建設行政及び施設運営について。１、あまぎ自然と伝統文化体験館整備事業の進捗状況及び今後の事業計画（予算も含めます）、その事業計画はどのようになっているかということでございます。

お答えいたします。

先ほど、柏木議員へもお答えいたしましたが、あまぎ自然と伝統文化体験館整備事業の進捗状況については、造成工事、杭工事が完成しております。現在、令和４年度の繰越予算にて、１階の躯体工事を行っているところであります。

今後は、令和５年度繰越予算で２階躯体工事、屋根工事、また令和７年度から仕上げ、外構工事を計画し、令和８年度中の完成を目指しております。

同じく、建設行政について。その２、完成後の運営計画はどのようになっているかということでございます。

お答えいたします。

その運営計画につきましては、定期的な闘牛大会の開催、また観光客と闘牛との触れ合いの場が提供できるよう、闘牛協会、観光連盟との調整を進めてまいります。また、島唄のコンサートやスポーツ合宿歓迎セレモニーなど、各種イベントでその

活用を視野に入れて準備を進めております。

農産物直売所コーナーでは農産物直売をはじめ無料Ｗｉ―Ｆｉを設置し、利用者が長時間休憩できるスペースの確保、また、その利用者のニーズに対応していきたいと考えております。自然と伝統文化体験館コーナーでは観光案内ＰＲそしてＶＲ（バーチャルリアリティー機器）を用いての自然、伝統文化の疑似体験の展開なども考えております。

隣接する総合運動公園や山猪公房、うぉっちょと一体的に利用できる施設運営を目指し、観光連盟をはじめとする関係団体、そしてまた町民の皆様の利用できるそのような場を設けるべく計画的に進めていきたいと考えております。

以上、久田議員のご質問にお答えいたしました。

○９番（久田　高志議員）

それでは１回目の答弁をいただき、順次質問をしていきたいと思います。１つ予算についての答弁はなかったような気もしておりますが、後ほど改めて質問をさせていただきたいと思います。

それではまず１項目め、清算事務の事務手続についてということで答弁がございました。要綱に基づきということで事務手続を進めているということでございますが、まず、この県営畑総事業、実施された時期、完了された時期というのはいつ頃ぐらいまでなんでしょうか。

○農地整備課長（大久　明浩君）

お答えいたします。

地区によってばらつきがあるんですが、これ松原のほうで説明してよろしいですか。松原のほう第三天北と天北地区と、二地区、換地のほうとしては第三天北は第一、第二換地区。今回清算事務で挙げたのが天北地区ということになります。

事業自体がものすごく古い時期に完了しておりまして、２０年から３０年、第三天北は２３年、天北のほうが２７年経過しております。普通であればこの清算事務、速やかに換地公告が行われたらしないといけないところなんですが、まあ大分古い状態のところを今、手がけているところであります。

○９番（久田　高志議員）

すみません、あの換地公告はいつなされたんでしょうか。

○農地整備課長（大久　明浩君）

お答えいたします。

天北のほうが平成７年の６月１日、第三天北のほうが平成１３年３月１４日に行っております。ここが２３年、天北のほうが２７年経過ということになります。

○９番（久田　高志議員）

町長、今の答弁聞いていかがお考えでしょうか。２３年、２７年前の換地公告されているところが永年にわたり放置されているわけですが、いかがお考えでしょうか。

○町長（森田　弘光君）

施政方針の中でも申し上げました。またこれまでも、この本会議場でその清算金の未清算、いわゆる遅れについてご指摘を受けてきたところでもあります。大変その事業をした方々、特に対象の地権者の方々には大きなご迷惑をおかけしているというふうに思って認識しております。

その中で、農地整備課の中に専属の職員を配置しまして、これまでその未清算について対応してきたところでもあります。私の中では、これまで９地区についてはそれが完了したということでありますけれども、まだまだ、今ご質問の地区をはじめ、ほかにもそのような地区があるということで認識をし、地権者の方々には大変申し訳なく、そのように認識をしております。

○９番（久田　高志議員）

これまず、そもそも、これだけ長期間にわたり放置された理由、なぜこの事務手続が換地公告後からこれだけの期間放置された理由、そして、これ増配分減配分いろいろあると思うんですけれども、現在の徴収されている額、そして減配分となった地権者への支払い、そういったものはどのようになっているんでしょうか。

○農地整備課長（大久　明浩君）

お答えいたします。

土地改良法の中５３条２項、３項になるんですが、換地公告がなされたら速やかに清算事務を行ってくださいというのがあります。その理由等についてが、私もこの当時のことがよく理解できておりませんのでお答えできませんが、この土地改良法を理解していなかったか、増減調書が来ているんですが、それを見たときに敏感に対応できなかったのか、そこは私も過去の話になりますので、この場で何でかということはお答えができにくいというところです。

全体的には３３地区今ありまして、先ほど町長からもありましたが９地区が完了地区になっております。１０地区、徴収ができましたら支払いのほうを行っていきますので、支払いが１０地区、もう完了しております。ですので１９地区が３３地区のうち全て支払いのほうは済んでいるということになります。あと４地区のほうですが、増減調書これは土改連さんのほうにも問合せをしましたら、増減調書ができ上がっていない地区がございます。これについては増減調書がないということは、この清算が発生していないということになりますので、３３地区から４地区は外れて２９地区と。２９地区のうちの１９地区が今支払いのほうが完了していると。あ

と１０地区になりますが、７地区に今現在、徴収のほうに入っております。１月、２月に第三天北と天北の清算委員会をもって要綱にのっとった徴収金額を決定しております。これをもって、文書のほうを発送したところです。

額のほうですが、この３地区立ち上げたばかりなんで全体数字の中には入れていないんですが８千６４９万６千４９５円が今現在協力金にしてもらう額になります。で、もらった額が６千６４５万５千３８０円、支払いが完了したのが６千４８７万７千１４１円と支払いが済んでいるところです。

今回、第三天北新たに立ち上げたところの３地区なんですが、天北のほうが６１６万４千８００円と、１２１名の方から徴収になります。支払いが５８５万６千５６０円の４７名と。第三天北の第一換地区のほうが５８７万７千６００円の６０名、支払いが５５８万３千７２０円の６３名、あと第三天北の第二換地区、ここが１８８万３千２００円の１３名と１７８万９千４０円の２３名の支払いになっているところです。今現在、天北のほうが１２名ほど協力金として納めていただいておりまして、４２万ちょっとの額が今入っているところです。

第三天北については第一、第二換地区合わせてですが、１６名の７２万３千円が今現在入ってきているところです。

○９番（久田　高志議員）

今、課長のほうから文書の答弁もありましたので触れていきますけれども、それ以前に、この今答弁でありました３３地区のうち１９地区完了というのは、この完了は結局、換地公告後に速やかに動いて清算事務を行った結果終わっているという認識でよろしいですよね。そうでもない。

○農地整備課長（大久　明浩君）

お答えいたします。

そういうことではないです。これ７年前ぐらいから事業のほう、清算金のほうが本格的に動いておりまして、その前に清算事務があるということで担当職員が動いているところも何地区かありましたが、まあ大体半数以上が７年前ぐらいから清算委員会を立ち上げて取り組んでいる状況であります。

○９番（久田　高志議員）

その当時ぐらいから、ちらほらとかなり古い話をほじくり出して今頃という話をずっと耳に挟んでおりました。そして今、第三天北地区、近いですので、かなり今回はそういう声をいただきました。そして皆さんが送られている文書ですよ、文書。ご協力依頼と。まず、この２０年、３０年前のこういう文書を送る前に、地権者が先ほどの答弁ですと約２００名ぐらいですよ。公民館あたりの会場を借り上げて、しっかりと説明をするのも必要だったのではないかと、ましてやこのタイミングが

今シーズンに限ってはかなり悪い、タイミング的には、中には、うちはまださとうきびの１台も出荷できていないと、その工場が止まった影響、そういったタイミングでこういうのをそれもいきなり送られてきて、よく意味が分からんという話を聞いておりますが、まずこの文書のご協力依頼というもの、そして、金融機関に振り込んでいただきますようご協力お願いしますと、これ請求ではないということなんですか。説明できなかったのと、この文書の内容、ちょっと分かりづらいです。

○農地整備課長（大久　明浩君）

文書の内容的に徴収という言葉はもう使えないと考えております。あくまでも、その換地した段階で調整池が発生します。この調整池をどうされますかと。金額がかかりますけど、増で換地されますかっていうのは、換地委員会の中で事業を実施した後、説明がありますので、そこのところでうちのほうとしては、その増配分を受けた方は購入されて、するものとして、減配分の方に、金で、金銭でお支払いする形が取れているものと思っておりますので、そこら辺で、今の税法等と地方自治法等の中で、５年っていう期限が謳われておりますので、当然きびを作られている方、畜産、草地をされている方、増配分を受けて、そこで収益を上げているわけです。

ですが、片一方では減で農地をやっている方々、この方々が長年にわたって減の状態であるわけですので、ぜひその増の方々は協力していただいて、減の方々にも早めに解決をしていただければと思っての文書になります。

そこで、協力依頼という形を取らせていただきました。

○９番（久田　高志議員）

そのとおりだと思います。

ニュアンス的には、非常に課長も答弁、苦労されているのかなと思いますが、やはり、こんだけの年数が経過すると、この清算金の存在を知らずに相続やら売買がなされたりしているわけですよ。

そして、中にはお亡くなりになられて相続問題でもめている、もめていると言ったら語弊があるんですかね、その折り合いがつかないような状況もあるわけです。

そういったところの対応、一つ申し上げておきますけれども、財産相続権に関しても同じように、負の相続に関しても５年で時効が成立するわけですよ。こういったものの対応、ですので、こういった文書を出すときに、もちろん、これは恐らく時効が全部成立するはずなんです。ですけれども、こういうことで遅れた不手際はもちろん、歴代の執行部側なんですよ。ですので、そういったことをしっかり説明をして協力をしていただく。

正直、中にはこれ間違いなく時効だと言い切って、相談来られている方もいます。

私も実際そうだと思っております。

ですから、そういったことをしっかり説明をして協力をいただく形を取らないと、中途半端に、じゃあ、片方は徴収しました。そして、片方はもう時効を主張して払わないと言われたときに、要は、今度配分ができないわけですよね。

ですので、こういったやり方をする前にしっかり説明をしないといけなかっただろうし、しっかりとした着地点をつくって進めないと、多分これまた、後々途中で放置されるんじゃないのかなという危惧をしていますが、それ辺はいかがお考えでしょうか。

○農地整備課長（大久　明浩君）

久田議員の言うのも確かであります。

この清算事務ですが、今、文書を送って役場のほうにも相談が来ております。うちのほう、担当職員が１名おりますので電話で相談が来たときには、自宅のほうに出向いて、しっかりと説明をさせていただいております。

土地の売買等が起こっている状況もありまして、先日も相談に来ました。一時利用、換地する前に自分が持ち込んだ土地の配分分で、一時利用をします。この一時利用した段階で売買が成立している場合は、換地の中で調整池のほうが、まだ割り振られておりませんので、そのときには一時利用指定のその面積で売買がされておりますので、従前の土地を持っていた方に請求をするようにしています。

それが換地後に売買が成立した場合は、土地が調整池も含んだ、自分の配分を受ける面積に調整池の分も含んだ状態での売買になりますので、これは買った人が支払うような形になろうかと思っておりますので、そこら辺も売買の時期によって全然違ってきますので、そこら辺も担当のほうが直接出向いてちゃんとした説明を、納得いくような説明をしている状況であります。

○９番（久田　高志議員）

結局、今、こういう文書を一方的に送られると、やはり税条例のいろいろな規制があって、何かしら不都合が生じるんじゃないかという思いを持たれて、気真面目に支払いに来られる方、いやちょっと待ってと、聞いていないと、土地は買った、相続したけど知らない、聞いていないと言われる方々、要は、税の第三者がですね。

もちろん、時効を援用したりして支払いを拒否された場合、請求することはできないはずなんですね。そうすると、全額の徴収が不可能になるわけなんですよ。

そういったときの対応って、いかがお考えるつもりなのかです。

○農地整備課長（大久　明浩君）

今、うちのチームの中では徴収分をパーセントで、そのもらう方々、この方々に徴収分で、率でお支払いをしていっております。ですので、徴収額が８０％ぐらい

徴収できました。この８０％については、しっかりと支払いを終わらすと。

その後に徴収が進んでいけば、第２弾で支払いをしていくという形を今取っておりまして、今までであればずっと通帳に残したままで支払いがされていなくて、置いてあった等ありましたので、パーセントでお支払いをしていきます。

最終的に、その支払いが滞ってしまうのではないかというところなんですが、根気強く、協力のお願いはしていきたいと思っておりますので、支払い者のほうに、そのパーセントで支払っていければと考えているところです。

また、文書のほう突然送ってしまって、びっくりされた方がたくさんいると思います。この方々には本当に申し訳なく思っておりますが、こういう事情が清算事務っていう事情がありますので、ぜひ協力のほうをお願いしたいと思っております。

○９番（久田　高志議員）

これはまた、町長にお尋ねしてみたいと思います。

これ恐らく中には、時効主張される方がおられます。もちろん、税の第三者もおられます。

こういうのをいつまでも放置しておくのもいかがなものかと、減配分された方は、非常に今日の質問聞くと面白くない。でも増配分を受けた方も知らずにこんなものが送られてくる。

そして、やはり歴代の執行部側の責任なんですよ、ある程度は。どこかでこれを、もうまとめて片づけてしまう責任もあろうかと思うんですが、町長、いかがお考えでしょうか。

○町長（森田　弘光君）

今お話のところが、２０年から２７年前の事業をしたっていうところでありまして、私自身もそのお話を聞いて、ちょっとびっくりしているところであります。

また、久田議員から、その、今新たに３地区の清算委員会が開かれて、いきなり文書が送りつけられてきたということで、どっかでその全体的な、その共通認識をするために、公民館とかの場所でやることは必要ではないかということでありますので、これ単純に足し算、引き算すれば、あと１１か１２地区ぐらいまだ残っているわけでありますので、そこについては、またしっかりと、何が始めが肝心かとまた言ったら怒られそうですけど、始めが肝心ですので、今、久田議員がお話のように、全体に同じ話をするっていうことは大事かと思っておりますので、これから清算委員会を立ち上げるっていうところについては、またそのような方向性を取ることができればと思っております。

これ本当に、これまでのその担当っていうか、もう区画整理をしてハード面が終わったら、もうそれが仕事で終わりだというような認識の中で、あとそのいわゆる、

清算金のものまで終わらないと、その地区の仕事が終わらないんだというような認識が、欠如していたのかなというふうに思っております。

私が副町長のときに、このようなことが議会の中で出まして、今のその方がお願いしてやっているんですけれども、その今やっている方も、もうそろそろ高齢だと、自分は辞めたいんだがというようなお話もされているようにお聞きしますので、何か組織としてしっかりと対応するっていうこと、また、それに対する法的な根拠というものもしっかりとお互い、何て言うんですかね、つかまいながら、その地域の方々に相談するということが大事かと思っておりますので、これについては、また、言葉が合っているかどうか分かりませんけど、自分の土地を取られ、取られてということではないんですけど、自分の土地がどなたかに行って、その対価をもらわないといけないっていうこの方々もいますので、この事務については、またこれからもしっかりと進めていきたいというふうに思っております。

その進め方について、町としてどのような体制を組むかっていうことについては、また議論というか、考え方をまとめさせていただきたいと思います。

○農地整備課長（大久　明浩君）

すみません、説明不足だったのかなと思っております。

９地区、完了地区、１０地区、支払い完了地区、ここまではいいんですが、あと４地区は増減調書がありませんので、今調査を進めております。ここについては、徴収がなければ増減がなかったものと。清算事務の今継続、立ち上げをして継続している地区が、７地区もう立ち上げて継続しております。今回、３地区が最後の立ち上げの地区になりましたので、ここがもう立ち上げを終わりましたので、全地区継続で今、継続地区と併せて、全地区が清算の協力金のお願いをしているところです。ですので、もう２９地区全てが、事務のほうに取りかかっているということになります。

○９番（久田　高志議員）

ちょっと直球に伝えなかったのも反省しますけれども、私が申し上げたいのは、永年にわたり減歩された方々は、やはり不利益を被っているわけですよ。

この件に関しては、まず町が一度、減歩されたところは立て替えておいて、徴収は皆さんが清算委員会なり、何なりという形で徴収事務を続けていく。それがいけるかいけないか、それはもう地権者の判断による、委ねる部分が非常に大きいですけれども、減歩を受けた方々の不利益は、やはりある程度責任を取ってあげてほしいということなんですよ。行政側で。

そして、その後、徴収はできるかできないか、それはもう皆さんの努力次第ですね。要は、地権者の理解が得られれば徴収できるでしょうし、嫌だと言われたらで

きないでしょうし、それはもう皆さんのほうの問題だと考えていますので、その辺の結論を出していただけないかということなんです。その減配分されている方の不利益をしっかり、そこは先に手だてをしてあげるべきだという思いなんですが、いかがでしょうか。

○農地整備課長（大久　明浩君）

お答えいたします。

現在、清算事務のほうを、今、実施しておりまして、協力金として納めている方もおられますので、ぜひ農地整備課のほうの担当職員もおりますので、家庭を回りながら丁寧な説明をして、協力金としてもらえるものについては、協力金としてもらいながら、支払いを進めていきたいと思っております。

その後の努力をしてもどうしても亡くなっている土地が、完全に地権者が死亡されて、相続もされていない土地とかがございますので、こういうところが第三者に渡っていれば、その方には徴収できませんので、そういうところについては、多分出てくると思います。こういうところについては、来年６年度早々にでも予算を計上しながら調査をした分については、また、町長のほうと協議をしながら、何とか対応できればいいのかなと思っておりますが、今の段階では文書を送ったばかりなんで、何とも、うちらも全て協力金として入ってくれればいいと思っております。

○町長（森田　弘光君）

お答えいたします。

農地整備課長から７年前ということでありました。その７年前に、この議論をなされて大島郡で、今、久田議員がおっしゃったようなことを対応している町もあると。私の記憶の中では、知名町が、町が先にしっかりと債権者には払って、債務者から町の責任で回収しているというところがあったりして、その中で農地整備に詳しい職員がちょうどその時代に辞めたものですから、その方をお願いして、今に現在に至っているということであります。

そこについては、２０年、２７年も前のことですので、令和６年度中に、今、大久課長がお話のような形で、しっかりとその方向性をつくって、またこれについては、また、議会の皆さん方の同意が得ないと、これはまた前に進めない話でありますので、そこら辺について、また新たにその議会のほうにも、またそのような方向性が、もしまた、町が取るということになれば、また相談したいと思っています。

また大久課長、しっかりと後任に引き継いでもらえるものと思っております。

○９番（久田　高志議員）

ぜひ不利益を被っている方が、先に救済していただいて、後は本当にもう、膝を交えて頑張っていくしかないのかなというところでございます。

参考までに町長、この相談いっぱい来ているんですけど、ほぼほぼ松原上西の方々、町長のご近所の方もいらっしゃいますので、ぜひ早急な対応、もう本当ですよ、町長に電話を入れてくれとも言っていますから、僕は。早急な対応をしていただきたいと思います。

それでは、次の２項目め。

○議長（上岡　義茂議員）

久田議員、しばらく休憩しましょう。

○９番（久田　高志議員）

はい。

○議長（上岡　義茂議員）

３時２５分より再開したいと思います。

休憩　午後　３時１３分

―――――――――――――――

再開　午後　３時２５分

○議長（上岡　義茂議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

久田議員。

○９番（久田　高志議員）

それでは、質問を続けてまいりたいと思います。

２項目め、要支援、要介護の認定手順についてお尋ねしたいと思います。

あの、一昨日来、松山議員からも質問が出ておりましたが、多少重複するところもあるかと思いますが、周知の意味を込めながらですね、質問していきたいと思います。

まず、その要介護認定の申請、手順、これ、ちょっと、ネットから拾ってきた資料なんでどこまで正確か分からないんですけれども、まずは町の窓口で、これ、相談するんですか、１つずついきたいと思います。相談するのか、まあ、これ、その途中から町と介護保険組合が、何か重複しているというか、町と言われているところが介護保険組合になっている気もするんですが、まあ、取りあえずは町の窓口、というとけんこう増進課のどの辺になるんでしょうか。

○けんこう増進課長（中村　慶太君）

お答えいたします。

けんこう増進課の地域包括支援センターのほうで相談受付をしております。

○９番（久田　高志議員）

そこで相談をした方々、相談内容によりけりなんですけれども、「まだちょっと、

そういうあれじゃ難しいよ」とか、そういうこともあり得るんですか、やっぱり、資料も頂いたんですが、そういう相談があればこの町の基本チェックリストか、何かをもって、その当事者、その本人に会いに行かれているのか、そういったところをお尋ねしたいと思います。

○けんこう増進課長（中村　慶太君）

お答えいたします。

申請者本人、その家族、病院から相談があります。その時点で地域包括支援センターの職員が、まず介護申請の説明、あと予防事業の説明をいたします。

家族、本人さんからの希望が介護申請をしたいという意向であれば、そのまま介護申請をしていただいております。予防になった場合には、うちの包括の職員が、健康状態等を見るために、そのチェックシートを使用しております。

○９番（久田　高志議員）

というのはですね、要は窓口に相談に来られる方が上手に、丁寧に、相談をお伝えできる方と、やはりその、お伝えするのがちょっと難しいような方々がいらっしゃると思うんです。やはり、窓口に来たら一度訪問していただけないかというところなんですが、いかがでしょうか。

○けんこう増進課長（中村　慶太君）

お答えいたします。

一応、まず相談に来られたときには、その症状等を確認いたします。自分が聞いている話は、その症状がちょっと判断できかねない場合には、自宅まで行ってチェックを入れるというふうに聞いてますが、久田議員さんがおっしゃるように、自宅の方にまで見に来てほしいという要望があれば、訪問していけるかなと思います。

○９番（久田　高志議員）

あのですね、これは相談を受けたそのままでお伝えしますけれども、窓口で相談をされたと、そしたら、口頭でやり取りしていると、やはり今の、そういう状況では、「介護認定はちょっと難しいと思うよ」という話を受けたと、そして、「申請をしても、まあ、要支援１、２ぐらいじゃないのかな」ということでさらに付け加えてですね、「要支援１、２程度だと天城町にはそういったサービスをしている事業所はないから、あんまり意味がないんじゃないか」みたいなニュアンスで伝わっているようでございます。私のほうにはそういうふうなニュアンスで伝わってきました。

そういったことが実際にあるんでしょうか、だから一度見に行っていただきたいということなんですが。

○けんこう増進課長（中村　慶太君）

お答えいたします。

まあ、こちらの職員のほうの説明のあり方が、相手方にいろいろと、受け答えでちょっと変わってくるかもしれませんので、今後はより一層丁寧に説明をして、相談者が納得して帰れるような、今、体制づくりをしているところです。

○９番（久田　高志議員）

ごめんなさい、相談をして納得して帰らしたら、やっぱりそこで、要は説得をして帰しているようなニュアンスに取れるんですよ。

○けんこう増進課長（中村　慶太君）

すみませんでした。その事業等を説明して、その状態等も確認をしながら、今後やっていければいいかなと思います。

○９番（久田　高志議員）

分かりました。

そうしたらですね、町の窓口で相談、包括支援センターの窓口で相談をして、介護申請をしたいと言われた場合、この辺からちょっとおかしいんですよね、介護認定の申請をする、申請後は市町村の職員などから訪問を受け、聞き取り調査が行われますと。これがこの基本チェックリストという認識でよろしいでしょうか。

○けんこう増進課長（中村　慶太君）

お答えいたします。

そのチェックリストは、介護予防を行うときに使うリストになります。

今、久田議員さんが読まれてる、多分パンフレットだと思うんですけど、一応、介護申請をした場合には介護保険組合の認定調査員が調査に入ります。そこからいろいろな情報を確認して、一次審査という形をやっているのが今、現状です。

○９番（久田　高志議員）

分かりました。

では、この辺から、結局、町と言われている、市町村と言われているものが徳之島地区介護保険組合という認識でよろしいわけですね。そうすると、申請が上がれば、この認定調査票を基にその介護保険組合の方々がその認定調査に訪れるということでよろしい、これ、厚労省のホームページから落としてるやつなんですけど、認定調査票概況調査、これを基に徳之島地区介護保険組合の担当の方が調査に訪れるということでよろしいでしょうか。

そうしますとですね、この中にいろんな項目があるんですが、我々普通の立場から見ると何か一つでも、何か介助が必要とかできないんであれば、この人はやはり何かしらの手助けが必要な方だと思われるんですが、こういった判断基準はどこにあるんでしょうか。こういったものを基に、主治医の意見書を基にコンピューター

で一次判断をするとか何とかって書いてあるんですが、どういったものが引っかかると介護認定を受けれるんでしょうか。

○けんこう増進課長（中村　慶太君）

お答えいたします。

まず、その認定調査員の方が７４項目の、本人さんの状態を確認します。その確認に基づいて、これ、一次判定システムっていうのがあるんですけど、全国一律のシステムがあります。そのチェックをしたデータを入れまして、その人が、結局、介護認定基準時間というのを算出をいたします。その算出時間によって、介護の時間が長ければ長いほど要介護の認定が大きくなりますし、その介護の時間が少なければ介護認定も少なくなります。その介護時間がどれだけかかるかという基準を満たすために、そのソフトで一次審査で判定、一次判定結果が出ているというのが現状でございます。

○９番（久田　高志議員）

分かりました。

結局、じゃあそれで、一次判定の後に、まあ、その一次判定をクリアすれば審査会で二次判定で決定すると、で、これも間違って書いてあるんですけど、恐らく徳之島介護保険組合がでしょうね、その要介護度を決定するという認識でよろしいわけですね。

ところがですね、これは一個人の調査になるんですが、そこに、あの何て言うんですかね、あの関連する親族、家族、そういったものの総合的な判断というものはないんでしょうか、あくまでも一対一なのか、例えば、要は介護認定を受ける、まあ、申請するにしても、例えば親が一人なのか、両親がいて二人とも要介護申請をするのかで、要は負担度合いが全く違ってくると思うんですよ。一人介護、自宅で介護するのと、二人介護するのと、そういったいろんな生活環境があると思うんですが、そういったものというのは、判断基準には全く左右されないということなんでしょうか。

○けんこう増進課長（中村　慶太君）

お答えいたします。

まず、この介護認定っていうのが、これちょっと定かではないんですけど、名前を伏せて、もう個人名を出さないで、この人がこういう状態だからこの人はこの介護度でいいとか、多分名前を伏せてやってるというふうに聞いた記憶があります。

で、やはりその家族を、全体で考えるっていうのはちょっと分からないんですけど、やはり個々の審査が必要かなというふうに自分はちょっと考えているところでございます。

○９番（久田　高志議員）

というのはですね、ほかにも類似の案件がございまして、これは町ではないです、あの恐らく介護保険組合の調査員の方だったんでしょうね。あれは大体どういったサイクルで、１年に１度ぐらい更新とかそういうもので訪れるわけなんですか、申請手続、一度受けると期間によって、要は介護認定の、要は再申請とかがあると思うんですが、そういったスパンどうなっているんでしょうか。

○けんこう増進課長（中村　慶太君）

お答えいたします。

自分がちょっと捉えて、ちょっと前ぐらいに確認したら、大体その人の、１年から３年の間で必要に応じ、すみません、これは再度確認して、スパンは報告いたします。

○９番（久田　高志議員）

分かりました。

えっとですね、再申請をされたのか、来られたのか、ちょっと定か、そこまでお尋ねしてなかったんですけれども、親が介護認定を受けていると、で、介護度ぐらい大丈夫ですよね、要介護２を受けていると。そういうことで、別で住んでるから朝晩のあの安否確認じゃないけど、そういうところにはちゃんと毎回行ってると。そして、どっか行く、出かけるときにはデイサービスとかにお願いをして行ったりしている事案がありました。

ところがですね、この、例えば１年であればその１年の間に、その家庭環境、生活環境ががらっと変わってしまったわけです。例えば、親は介護認定を受けていた、ところが、今度は家族に、要は病に患われた方がいて、今度はその家族の介助もしないといけないと、そして本人は働かないといけないと、「もう持たんよ」と、そういうことを介護組合の方でしょうね、その来たときに調査、調査かなんか来られたときにそういう話をしたら、「いやっ、そんな人はいっぱいいるよ」と、そういう人ばっかりいっぱいいるみたいな、そういう言い方をして帰られたようなんですよ。要は、それぞれの環境である程度加味するべき問題であると思うんですよね。そういったものについて、どうお考えなのかお尋ねしてみたいと思います。

○けんこう増進課長（中村　慶太君）

お答えいたします。

それぞれの介護にということで認定を受けて、そのご家族の方がいろいろまたほかの、あの病とかなったときということなんですけど、ちょっとそうですね、自分もちょっと、その介護者のみの考えばっかり持ってたんですけど、その家族についてはちょっとまだ勉強不足なんで、勉強、今後していきたいと思います。

○９番（久田　高志議員）

そういうところだと、課長が悪いじゃなくてですね、徳之島地区介護保険組合は、３町が負担をしながら運営しているものだと思っております。

そちらで、要は勤務される方も、判定される方もですね、言わば３町で雇用されている方だと思うんです。やはり、もちろん一次審査はそれはコンピューターか何か分からんですけれども、コンピューター、そこまで最近のＡＩは分からないですけれども、もう少しですね、その介護保険組合の対応の仕方もですね、あの人間味を持った対応していくべきじゃないかという思いがございます。

実際ですね、この介護保険制度、もう導入されて２０年以上経過されるわけですよ。これ、そもそものその保険制度の導入理由はですね、高齢化や核家族化の進行、介護するための離職問題、家族介護による痛ましい事故や事件等の問題解決、昨今ではヤングケアラー、こういったものも社会問題となってきているわけなんです。そういった観点から介護を社会全体で支えることを目的として導入された制度だと思っております。これが二十数年経過することによってですね、何かちょっと形が変わってきているような気がするんです。

導入当初の頃なんか、この島内でもですね、あのほら、いろんな資格を取ればあの親を介護しても何かお金がもらえるんだよとか、そういうことすら聞こえてたわけですよ。ところが、まあ蓋を開けてみたら、ちょっと違うんじゃないかと。やはりそういったものはもちろん我が町からもその介護保険組合のほうに出向されている議員もいらっしゃいますので、そういったところの対応をしていただきたいというのと、介護保険組合としてのもう少し人間味を持った対応ですね。これ何かしらね、非常に気になるんですが、この令和４年度の申請数とその認定数、伊仙町はほぼ９割近く認定されます。徳之島町８５％ぐらい認定されてます。我が町は８割も認定されないわけですよ、７９％。こういったものがどういった、何か見えない何かそういった力が動いているのかなと疑ってしまうぐらいですよ。

ですので、そういったことも含めて、町長たちもそうなんですが、３町で、やはり、持ち回りで、その運営をしているわけですので、我が町で言われることはですね、もう今いらっしゃるかな、多分、見かけないので大丈夫かなと思うんですけども、以前、課を分ける前の、当時、あのほら天城町は審査が厳しいとか言われている当時ですよ。あの当時は、実は県に顔向けをしていると。要は県の負担も減るから、だから県は褒めてくれるんだと。そういった話まで聞こえるわけです。今はそうでないと思ってますけれども、やはり、まあ、誰でもかんでも上げているから、その認定率が低いのか、それは分からんです、今。ですけれども、やはり、その事情に応じた対応していただきたいというところでございますが、いかがでしょうか。

〇けんこう増進課長（中村　慶太君）

お答えいたします。

自分はちょっとその介護保険組合の認定員さんがどのような対応をしているか、自分はまだ把握をしていないんですけど、いろいろうちの地域包括のメンバーとかも話をしながら、直すところは直すようにしていくような指導をしていきたいと思います。

〇９番（久田　高志議員）

よろしくお願いしたいと思います。

えっとですね、もう一つ、これは最後申入れなんですけれども、令和６年度実施されます、ＷａｋｕＷａｋｕ紙おむつ給付事業、非常にすばらしいと思います。我が天城町、子育てにはかなり定評があります。ところが実際その高齢者の話を聞くと、今の商業施設の問題とか病院の問題もあろうかと思いますが、子供は住みやすい、子育てはしやすいかも分からないけれども、高齢者には住みにくい町だと、実際そういうことをよく耳にするわけです。

今、介護商品券ですかね、介護券か何かで、その紙おむつ等の助成が４千円程度商品券でされていると思います。この辺、もう少し手厚く、増額していただけないか。今、在宅介護の非課税世帯の方のみなんです。施設によれば、あの自費で持ち込んだりしたりしているところもあるわけです。そして昨今のいろんな価格高騰のあおりを受けて、恐らく４千円では足りていないような気がするんです。そういったところも少し頑張っていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

〇けんこう増進課長（中村　慶太君）

お答えいたします。

久田議員さんがおっしゃった４千円の今支給を行っているところでございます。いろいろ今現在、物価高騰等いろいろあります。いろいろ協議をした上で、内容を精査しながら、ちょっと検討していきたいと思っております。

〇９番（久田　高志議員）

ぜひ、高齢者も「やっぱり住みやすいよね」って言われるまちづくりに頑張っていただきたいと思います。

それでは３項目め、水産業振興拠点施設うおっちょの運営状況について。

１回目の答弁であまり思わしい経営ではないと、そのとおりかなぁと思われます。

令和５年度４月当初予算で３千２００万あまりですね、で、歳入、売上見込み１千９００万を計画してスタートしておりますが、先日のこの補正の中で、８００万あまり補正で落とされて、実際の実質収入が１千万程度になっていると、実質赤字が２千万、２千２００万ですかね。で、令和６年度当初も、ほぼ、同額の

３千２００万弱、そして歳入、売上目的が１千５００万弱と、当初から１千７００万程度の赤字計画が立てられていると。本当に、あの課長就任早々、非常に質問するほうも心苦しいんですが、ずっと見守ってきた、この流れですので、ご容赦いただきたいと思います。

これ、実際にですよ、民間企業であればですね、まず、もう経営できない状況に陥ってるわけです。ただし、様々なほかの目的もあるわけですので、多少は、やはり全体的なあの流れを見るとですね、大目に見ることも大切かと思います。ですが、やはりもう少しですね、運営自体を適切にするべきじゃないかという思いからの質問でございます。

通常ですね、通常民間企業であれば、赤字解消するためにですね、やるべきことは、まずその販売額、売上げを増やす努力、それでも厳しいときには経費、人件費の削減、そして食材のロスの防止、食材ロスの防止、そういったものの徹底、そして正確な在庫管理の徹底ですね、こういったものがあろうかと思います。

まあ、１回目の答弁でございました、試験的に移動販売やらネット販売をしてみたいということなんですが、この気になるのが、ネット販売はそれほど予算かけずにできると思うんですが、移動販売、あの皆さんが経営するとすぐ、格好いい車を準備したがったりするんですが、そういったことは考えてないでしょうね。まず一つ聞きたいと思います。

○商工水産観光課長（梅岡　拓司君）

お答えいたします。

今のご質問の件でございますが、今うおっちょのほうに、我々観光課での公用車、まあ軽トラックになるんですけども、軽トラックがございます。それにクーラーボックス、長時間機能のいいクーラーボックスがありますので、それを積んで試験的な販売をしたいなというふうに今、考えております。

○９番（久田　高志議員）

あのどういった、どういった流れで、その移動販売とかは計画されているでしょうか。

○商工水産観光課長（梅岡　拓司君）

お答えいたします。

まず、あの通常の昼食時間まではうおっちょでの販売をした後にですね、午後から山岳地、特にあの南側のほうになりますけども、西阿木名、瀬滝、兼久方面をですね、軽トラで刺身を積んで走るんですけども、そういった販売でできないかというふうに、今考えております。

○９番（久田　高志議員）

分かりました。

えっとですね、課長、あの、これは一つの提案なんですが、それ、先方のご理解も必要なんでしょうけれども、沖永良部漁港はＡコープさんとタイアップをして、その移動販売で乗り込んでいって、そのイベント的な販売をしているというふうに伺っております。やはり、あの例えば、理解をいただければですよ、もちろん中で生鮮食品も売っているはずなので、そういった、例えば週１回でもあの量を調整したりしながら、瀬滝のＡコープ、平土野のＡコープ、松原のＡコープとか、そういったところを何か先考えてみたらどうかなと思ったりするんですが、いかがでしょうか。

○商工水産観光課長（梅岡　拓司君）

お答えいたします。

今のご意見、ありがとうございます。そのあたり、しっかりと計画をして、ちょっと、Ａコープさんと、また、協議をさせていただきたいと思います。前向きに進めていきたいと思っております。

○９番（久田　高志議員）

あとですね、次、経費、人件費について、ぱっとですね、令和５年、令和６年度の、この予算の比較をしてしてみたんですけれども、一瞬見たら３００万程度、人件費が、報酬が減っているように見えたんですけれども、よくよく見ると、そう変わっていなかったと。やはり、今の人員で、やっぱり運営はもういっぱいいっぱい、もうフル、あのフルに働いてそういう状況なんでしょうか、まだ仕事的に余裕があるのか、で、あればですよ、そういうことであれば、その時間の短期雇用の、方々の時間をちょっと縮めるとかですね、そういったことも必要じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○商工水産観光課長（梅岡　拓司君）

お答えいたします。

今の御質問の件につきましては、確かに賃金と報酬と、そんなに変わりはございません。

今の想定していますのが、地域プロジェクトマネジャーの方が常駐でいらっしゃるんですが、その方をいろんな水産業の部分に、ちょっとご尽力いただきたいので、その運営時間の間ですね、短期の方、４時間程度の短期雇用を今、考えてはいるんですけども、そういった方を二、三名ほど、週の３日ないし２日で業務に当たっていただけないかなというところで、今、動いているところです。

せんだって、ある団体のほうにもですね、こういった４時間の短期タイムで就業できないかというようなご相談はさせていただいているところではあるんですけど

も、今、Ｒ５年度の状況を見ますと、今の人数体制では結構ぎりぎりな運用体制だと思いましたので、令和６年度はそのあたりを改めて、しっかりと、ちょっと、進めていければなというふうに考えております。

○９番（久田　高志議員）

ちょっとですね、一個一個行きたかったんですけど、時間の都合もありますので、少しまとめながら行きたいと思います。

次、食材ロス、こういったものがあるか、その対策。

あとは正確な仕入れ、在庫管理の徹底、どうされているか。

そして売上げ、在庫管理、監査といいますか、チェック機能。

こういったものは、どのようになっているんでしょうか。

○商工水産観光課長（梅岡　拓司君）

お答えいたします。

今の御質問の件で、まず、在庫管理というところにつきましては、正直なところ、我々観光課のほうでは、そのあたりの把握はできておりませんでした。

令和６年度は、そのあたりも、まず、しっかり我々課のほうでも確認できるような体制をつくっていきたいと思っております。

で、あとまた、仕入れの部分につきましても、なかなかうまく、我々課とうおっちょのスタッフとの連携がうまくできていなかった経緯はございました。

Ｒ５年度、走り出したときに我々も本音を申しますと、手探りの状態でスタートした経緯がございましたので、そのあたり反省を踏まえて、Ｒ６年度でしっかりとそのあたり、しっかりつくっていきたいなと思っております。

○９番（久田　高志議員）

分かりました。

まあ、厳しいといいますか、私は当然のことだと思っておりますので、お伝えしておきますけれども、いろいろな商品を刺身にしろ、何ていうんですか、あの丼物、定食にしろ、販売しているわけですけれども、あの、質・量の統一、こういったものがしっかりなされているかなわけです。

個人商店であれば、「知り合いが来たからちょっと大盛りでいいや」とか「刺身の量を増やしていいかな」なんですが、これは、資料請求で頂いて、最初課長にも申し上げたんですけど、どうも数字が分からんと合わないんじゃないかということもお伝えしております。個人商店であれば、そういったことも可能なんですが、やはり多額の税金が投入されている、言わば公営企業なわけです。

誰に聞かれても、何があろうと、常に明朗、明確な回答、明確な数字が出せないと、私は駄目だと思っております。

例えば、あの牛丼等の大型チェーン店、ああいったところはその量に、並、中、大盛りとかの中で、ご飯の量、入れる具材の量もグラム単位で管理されているわけです。あの確かに面倒くさいことかも分からないですけれども、例えば、飲食関係でチェーン展開をするときに、やはり、一番その経営者側が気にすること、よく起こり得ること、やはり資材、材料の横流し、売上げ等の不正計上による横領ですね、横領着服、こういったことが経営課題になることは、もう至極当然のことなんです。

ですので、そういったことが疑いを持たれないように、やはり、統一をしていくべきだと考えているんですが、いかがか。そして、先日の資料請求で数字がちょっとおかしいんじゃないかといった、その原因、こういったのは何なんでしょうか。

○商工水産観光課長（梅岡　拓司君）

お答えいたします。

まず、食品の、その量ですね、グラム単位での管理がしっかりなされているかどうかということなんですけども、ここは後ほど確認させてご報告させていただきたいと思いますで、併せて、材料の横流しというところになるんですが、ここにつきましても施設のスタッフ等に確認をさせていただきたいと思います。しかるべくところでご報告をさせていただければと思います。

で、最後の数量が合わないというところになるんですが、４月末からスタートして、当時のレジのスタッフ、経理のスタッフがいらっしゃるんですけども、スタートはやはり手探り状態で始めたところもあって、なかなか、その数量とレシートの管理がうまくできないところが事実あったというふうに話は伺っております。このあたりもしっかりと精査して、しっかりと前に進められるように我々のほうで努力したいと思います。

○９番（久田　高志議員）

ですので、先ほど質問したんですけれども、そのチェック機能、要はこうやって資料請求してチェックするまで、要は、どなたも何も考えずに、ただお金の動かし、やり取りをしていたような気がするわけです。

当初、そういうことがあれば、チェック機能がしっかりしていれば、当初のうちで気づけたと思うんですが、今のチェック機能、今後のチェック対策はどう考えるか、お尋ねしたいです。

○商工水産観光課長（梅岡　拓司君）

お答えいたします。

確かに、あのＲ５年度もスタートから、レシートを管理して日計表等、毎月つけてはいたんですが、少し、なかなかうまくできないところがあったみたいです。

今回、そのところの反省点も踏まえて、しっかりとした、まずは、まず毎日の日

計を確実に取るというところと、その日計のお金の管理を、我々課のほうもしっかりとチェックをするような体制をつくっていきたいと考えております。

以上でございます。

○９番（久田　高志議員）

それでは、ちょっと別で、順々聞いていきたいと思います。

えっと、町内の飲食店への販売もなされているようなんですが、どういった形態、どういった形で販売をされているのか、あと売上金の扱いをどうされているのかお尋ねしたいです。

○商工水産観光課長（梅岡　拓司君）

お答えいたします。

町内の飲食業店を営まれているお店のほうに販売をしている経緯がＲ５年度ございました。

購入の方法については、うおっちょのほうに来店されて、うおっちょのほうで仕入れたお魚を店舗さんが購入するということで、お話を伺っております。

すみません、金額はちょっと、正確なほうはちょっと、控えていないんですけれども、そういった店舗さんが、個人商品店さんがうおっちょに来店して購入されているという話を伺っております。

また、事前に注文が入ったりした経緯もあったということです。

また、漁業者が鮮魚を大量にうおっちょに卸すときもありましたので、そのうおっちょの冷凍庫の管理だけではできないケースがあったそうです。その場合は、町内の店舗さんに相談して、購入してもらえないかというようなケースがあったということは伺っております。

○９番（久田　高志議員）

やはり、当初の頃、売上げが伸び悩んで、夕方、役場のほうにも協力依頼の電話とかしているのは、よく把握してはいたんですけれども、今の中で、やはり漏れているような気がして、例えばですよ、閉店後に職員がどこかに配達をしているとか、そういうのもよく耳に挟むんですが、そういったときの管理対応はどうされているんでしょうか。

○商工水産観光課長（梅岡　拓司君）

お答えいたします。

今の御質問の件につきましては、すみません、今、初めてお伺いしましたので、少し、施設のスタッフ等に聞き取りをさせていただいて、しかるべきところでご報告させていただければと思います。よろしくお願いします。

○９番（久田　高志議員）

あと、やはり、場所が場所ですので、いろいろな情報が寄せられてくるわけです。開店当初の頃、店舗裏側でビール片手にうたげをしてたと。そこで食べているあのお魚は何なんだと問合せを受けております。

やはり、そういった疑念を持たれるようなことをしちゃいかんと言ってるわけですよ、みんなが見てるわけですから。ですので、明朗会計に努めるべきだと思っておりますが、そういったお話は伺ってないでしょうか。もう、今、課長、多分どうしたらいいですかね。

○商工水産観光課長（梅岡　拓司君）

お答えいたします。

えっと、今の件も、あの、かなり町民の方に疑念という不信感を募らせるケースだと思いますので、このあたり、まず確認をさせていただいて、後ほどご報告させていただきたいと思います。

○９番（久田　高志議員）

もう、１回で言えばよかったですね、多分、同じような答弁になると思うんですが、さらにその飲食店以外にも、知人友人と言われる方々に「魚いらんか」と電話を入れて、そのまま置いて帰ってる方々もいらっしゃるわけですよ、「今日はいっぱい魚が入ったからいいよ」と。これはね、私、非常に大きな問題だと思っているんですが、恐らく同じような答弁になると思いますが、すいません、お願いします。

○商工水産観光課長（梅岡　拓司君）

お答えいたします。

今のお話の件も、先ほど来からのお話の件も、全て初めて伺ったところでございます。

しっかりと調査させていただいて、この議会中にご報告をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○９番（久田　高志議員）

あと、売上げ増につながるかどうかなんですけれども、そういった問題があるわけです。しかし、当初を見るとですね、生けすというか水槽を１１０万ぐらい予算を上げて買おうとしているんですが、それよりも先に冷凍庫を購入するべきじゃないでしょうか、いかがお考えでしょうか。要は、冷凍庫に入らないから、どっかに電話したり、何だかんだ配ったりしているような気もするんですが。あの本音をいえばですね、そういう疑惑を持たれるんであれば、もう何kgかをもう処分するとか、しっかりとしたほうがいいような気がしますが、いかがでしょうか。

○商工水産観光課長（梅岡　拓司君）

お答えいたします。

今年度、令和６年度の当初予算のほうに、水槽のほうを計上させていただいております。この水槽につきましては、活魚を入れて、来店された方たちに一つは見てもらうところと、その活魚を利用した、何といいますか、商品をですね、提供できればなという思いからというところで伺っております。

このあたりは、また、予算審議のほどで細かく説明させていただければと思います。

○９番（久田　高志議員）

それで予定どおりの売上げが、まあ、四、五百万伸びればいいですよ。ところが、当初、このうおっちょの事業導入に当たり、その以前に、海が荒れたときとかそういったときのために畜養、魚を養うんだということでいろいろなお金をかけて、旧農業何ですか、農業センターじゃない、ごめんなさい、農政局跡地にいろんなプールのような生けすから、かなり大規模の水槽もあるわけですよ。逆にそういったものがどうなったのか、そういったところを活用したほうがまだいいんじゃないのと思います。

要は、こうやってみて、反省すべきは冷凍庫が足りないからというところがあるわけですので、まず、そういったところを先に考えていただきたいと思います。

この畜養の流れはどうなられたんですか。畜養に関しては。

○商工水産観光課長（梅岡　拓司君）

お答えいたします。

畜養の事業の部分になるんですけども、研究的な部分だったんですが、実は、その令和５年度にこのうおっちょがスタートして、当時、水産業の活性化で地域プロジェクトマネジャーの方がいろいろとご尽力いただいていたんですが、そのうおっちょのオープンとともにですね、どうしてもそちらのほうに注力したがために、水産業の、その畜養の部分がなかなかできない状況に、今、陥っております。

令和６年度、そのあたりもちょっと改善できるような形で、先ほど申し上げましたとおり、短期の方のアルバイトをお願いして、業務をですね、プロジェクトマネジャーさんのほうに軽減して、広く水産業のほうに入ってもらいたいなというところで、令和５年度の反省を踏まえながら、今、そういったところを考えているところでございます。

○９番（久田　高志議員）

いろいろと調査もしていただきながら、いろいろこの売上げとかそういったものを、漁師の手取りを見ると、大体全体的に月額６０万程度、６００万、７００万ぐらいの所得向上、こういったことは大事なんです、本当にあの漁業者の所得向上への取り組みは非常に大切であると思っております。

しかし、公営でやっている、税金を使ってやっている、しっかりと、誰が見ても明朗に答えられる、それは生ものですから、ある程度は、その、もう正確に言えば、その捨てるごみの量まで、僕はチェックするべきだと思っております。

そういった流れで、やはり、せっかくの施設ですので、長期的に、しっかりとその経営が継続できるように取り組んでいくべきだと思っております。

そして、やはりちょっとどっかで考えたほうがいいですよ。こういう状況が改善できなければ、指定管理者制度、例えば漁業集落あたりに指定管理をして、今で言えば年間２千万円くらいずつ助成をしながら、徐々に独り立ちできるように減額をしながら、売上げを増やしていけるような努力等々しながら、漁業集落にもう任せたほうがまだいいんじゃないかなと。公営でするのは、ちょっと危な過ぎるような気がします。

そういったことを踏まえて、答弁を頂きたいですが。

○副町長（祷　清次郎君）

水産業拠点振興施設、愛称「うおっちょ」なんですが、周囲を海に囲まれ、その豊富な水産資源をこれまで生かせずにおりました。遠い過去には、天城町においても水産業を糧としている方がおり、平土野の町にも魚屋さんが数軒ありました。にぎわっている時期もありました。その頃から比べると、水揚げももう１割弱に落ち込んできております。もちろん漁業従事者も減ってきております。

そのようなところから、この拠点施設を中心に本町の水産業の底上げ、また新規漁業者の発掘、養成というところで事業を始めたものと考えております。

先ほど議員からもご指摘がありました蓄養の件、これについても非常によいアイデアであるということで、当時私、担当課長でありました。まさしく海が荒れたときに、漁に出れないとき、ストックした魚種をそこで養いながら、まずは町内の飲食店、ホテルに卸すと。そして、将来的に水産直売所、加工所などができた暁には、そちらとタイアップして進めていきたい。以前行っていたトコブシであるとか、いろんなウニとかそういったものの蓄養なども可能でありますし、水産試験場のほうとタイアップしながら進めていきたいという考えでございました。

今、このうおっちょについても、完成して間もなく１年を迎えようとしております。課長も１月から新たになって、心機一転、うおっちょのほうにも定期的に足を運んでいるように感じております。そして、課長なりに今の課題を捉えながら、スタッフと新年度の新たな取り組みについても考えているということを報告を受けておりますし、また期待をしながら、私たちも支えていきたいと考えております。

まずは、この施設について、これまで紆余曲折しながら、できるまでいろいろと議論がなされました。しっかりと本町の水産振興の拠点となるよう、まずは施設の

健全運営。まさしくありましたように公営施設であるから、民間のように厳しさがないということはあってはならないと。

また、公営であるがゆえに利益追求だけではなく、以前、松山議員さんもありました、漁業者の支援のための方策も考えていかなければならないし、総合的に施設を最大限に活用していかなければならないと感じております。

そういったところから適正な運営、そして早い段階で指定管理制度に移行できるように。この施設の当初から公営での運用というのは、将来的には考えておりませんでした。早い段階で受皿が整えばそのように移行していきたいと。そして、また新年度には漁業集落の皆さんがあそこに集って、その方々、海に出れなくなった、高齢になった漁業者の先輩方のいろんな技量を活用しながら、向こうでさばいてもらったり、その奥さん方には調理に関わってもらったり、生きがいを持ってできるような施設になるように、また知恵を絞っていきたいと考えております。

○９番（久田　高志議員）

ぜひ、疑念を持たれないように、いつでもクリーンに明確に説明できるような体制。いろいろイベントとかも実施するようですけれども、そういったものもしっかり予算化をして、分かりやすく、そこに余ったものをただ汁にして無償で提供するとか、そういう丼勘定は駄目だということですので、そういったところもしっかり対応して、やはり漁業者が本当に利益になるような施設につなげていただきたい。

そして、先ほどの様々な問題はしっかりと調査をしていただいて、しっかりと報告をしていただきたい。

以上を要請しまして、４項目めの質問に移りたいと思います。

まず、今日は柏木議員からも平岡議員からも質問がありますので、多少は重複しますけれども、手短にいきたいと思います。

適正工期だという答弁もありましたけれども、この１億５千万というこの事業は、本当に、本当に適正工期で発注したとお考えでしょうか。

○建設課長（宮山　浩君）

いわゆる今までの経験値から見ても、職人、鉄筋工等、その辺が普通に契約をされ、人数がそろえば普通に適正に終わる工期を設定したと考えております。

○９番（久田　高志議員）

であれば、役場が適正工期で発注しているということであれば、間違いなくこの工期の遅れというものは、企業側にもう全面的に非があるという認識でよろしいでしょうか。

○建設課長（宮山　浩君）

入札する前に閲覧をします。その中に工期もうたってありますので、その設計、

数量、または工期を見て入札する、指名を受けて入札する業者は、その内で自分たちの責任で完成できるということで金額を入れるわけですので、業者のほうに責任はあると考えております。

○９番（久田　高志議員）

そうなった場合、当初いろいろな工事約款、契約等がなされると思うんですが、こういったものの扱いはどうなるんでしょうか。

○建設課長（宮山　浩君）

契約をして現場に入ります。その後、いろいろな条件が変わったりした場合、受注者と発注者が協議をして設計図の変更、あとは工程管理、工期の変更、その辺はその工期内で協議をして、その後、また契約をし直すということになりますので、契約書上は協議をして、今回、変更契約に至ったということになりますので、問題はないと考えております。

○９番（久田　高志議員）

分かりました。そしたら、この約款契約は一度もう完工した、白紙に戻して再度結ぶということで、再度変更した契約書になるという認識でよろしいわけですね。

これはこの現場ばっかりでもないんです。先ほど平岡議員もありましたけれども、そもそも全体的な工期の設定というのは、どういった考えでされているのでしょうか。

○建設課長（宮山　浩君）

お答えいたします。

土木工事におきましては、県が示しておりますこういう工種ごとの、工種と請負金額に対する日数というのを参考にします。建築であれば、こういう面積と構造による工期設定みたいな、こういう参考資料を見ながら、それと、ここ数年来の天城町の実際のこれとの乖離があると思いますので、その辺を少しプラスしながら、各課で工期のほうは決定しております。

○９番（久田　高志議員）

と申しますのは、正直、一生懸命努力しながらも、天候や材料等の問題で工期の延長等を申請されることもあろうかと思います。そういった場合はしっかりと考慮するべきである事案だと思っております。

ところが、昨今ちょっと気になることがあるんです。全く工事に手をつけず、そのまま工期延長されているところが、たまたまなんですけど目についております。目につくというか、もう目に余る感じですよね。この議会始まる寸前ぐらいに、月のところのシールが貼り替わっておりました。

こういったことはしっかりと、工期はそもそも守るためにあって、発注をすると

いう認識でよろしいわけですよね。ですので、こういった約款が役に立つ、契約が必要である。もし、それがもう工期延長ありきであれば、年度末３月３１日に工期を全部設定すりゃいいわけですよ。

そういったものに対して、どう、いかがお考えか。

○建設課長（宮山　浩君）

基本的には当初で設定した工期を守っていただきたいと。また、役場のほうにも監督員を置いておりますので、指導します。また、総括監督員、またその課の課長からの指導もあると思います。文書による指導も以前、昨年したこともありますし。強いて言えば、今、町のほうで工事成績表をつけておりますが、１回目の工期を理由なく延ばした場合には、そういう町の工程管理の点数が低くなるとか、そういうところで請け負った業者の皆さんの、天城町でおける点数が逆に言えば低くなっていく、そういうマイナス点もあると思いますので、請け負った業者は、当初の工期を忠実に守っていただくよう努力をしていただきたいと考えます。

○９番（久田　高志議員）

それでは、本題に戻りたいと思います。

先ほど来も答弁が出ておりますけれども、この体験館、奄振の成長戦略交付金を活用しているわけですが、今回の工事打切りに対する影響というものは本当にないのか、少し気になるところがありますので質問したいと思います。

先ほど来、答弁がありますように、この６７％工事進捗率でクリアできると説明を頂いておりますが、これは工事の進捗率と、それぞれの個々の単価があると思うんですが、工事の進捗率と金額というものは比例するものなんでしょうか。

○建設課長（宮山　浩君）

工事の進捗率、毎月というか工程会議をして、工事費に対する進捗率を出していただいて何％、何％で出るんですが、実際は個々の工種における達成率、今回の変更契約は、実際できる個々のパーセント、数量を拾い上げて積み上げたものですので、このパーセントが、いわゆる個々の単価に影響することはありません。

○９番（久田　高志議員）

課長、もう一つ気になります。この工事、たしか２つの工事だったと思うんです。そういったものの進捗はどうなるんでしょうか。もともと工事は２つあったと思います。

○建設課長（宮山　浩君）

はい、もともと２つありまして、１つは令和５年度の予算で１千５００万円発注しております。土工ですね。掘削、埋戻しあるいは電気設備・機械設備の配管、土中配管とか壁内配管とかそういうのが主でございますが、今、その工事は明許繰越

にしておりまして、この残工事を４月で契約して、その残工事の最後の工期と合わせて変更契約をする予定にしております。

○９番（久田　高志議員）

分かりました。これは工期申請時は工事完了調書等々でいけるという、写真とかそういうものは添付要らないということでよろしいわけですね。

○建設課長（宮山　浩君）

いえ、変更契約をしましたので、変更数量に型枠とか鉄筋を全て、新たに変更した数量の量が入っているかどうか完成検査をします。業者からは完成届が来て、町は通常の工事が終わったのと同じように完成検査をして、完成書類、写真全てと変更設計書、全てそろえて、一回そこで１つの工事が終わりという形をして、国に請求書を出すということになりますね。

○９番（久田　高志議員）

分かりました。であれば問題ないと思われます。まだ気にはなるんですけれどもね。

ところで、県と協議、いろいろやり取りされているということなんですが、その担当部署、そして、そことのやり取りは口頭なのか、文書でしっかりとやり取りされているのか、そこを確認したいと思います。

○建設課長（宮山　浩君）

お答えいたします。

この県とのやり取りは、企画財政課の担当のほうにお願いしております。県の離島振興課のほうの担当とやり取りをしております。メールの質疑応答、また、あと、もともとは事故繰云々の話があったので、ちゃんとした書類を県のほうから求められていましたが、先ほど話したように事故繰に該当もしないし、国費を満額請求できるのであれば、もともと不用額を出さないので事故繰にもならないということの中で、ちゃんとした書類は今回は出してないんですが、そのメールのやり取り、また電話のやり取りについては、逐一、かなりの回数、県と財政の担当がやり取りをしてここに残してありますので、大丈夫だと考えております。

○９番（久田　高志議員）

分かりました。先ほど、柏木議員からもございました、防災センター当時も似たような案件があるわけです。柏木議員もありました。実際に、じゃあ、あの当時も同じような手続をしていれば問題なかったんじゃないのかなと思うわけです。正直、今のように正直に打切りをして手続をすれば頂ける。でも、うそで全部終わったよという検査をしたから、返金になったという認識で受け止めておきます。

ところが、これ県が、課長もずっと言われるんですけど、県の担当がそれを承認

した、承認、いいと言った、できないと言ったという、よくそういったお話をされるんですが、私、たまたま別の案件で、九州財務局のほうに補助金事務の権限について問合せを昨年１２月にしております。そうすると、県に事務委託はしてあると。ただし、その最終的な決定、可否の決定は九州の財務局長の権限であるということなんですが、そこまでの対応は間違いなく大丈夫なんでしょうか。

○建設課長（宮山　浩君）

今回は、いわゆる満額請求できるわけですので、逆に言えば、事務的にそれを県が九州財務局まで問合せすることもないという判断でございます。

○９番（久田　高志議員）

分かりました。それでは、その件についてはもう大丈夫だということでしょう。

あとは今後の残工事の対応、先ほどから随契、随意契約という言葉が出てくるんですが、実際、４千幾らですか。４千９００万、約５千万の随意契約。これ条例はどっちですか。総務課長ですか。随契の上限額って幾らになっています、建設工事。

○建設課長（宮山　浩君）

条例のほうでは、工事費に関しては上限１３０万円となっております。

○９番（久田　高志議員）

そういうことなんです。天城町契約規則第２４条、工事または製造の請負は１３０万円までと条例でうたわれております。中には工事の特性上、特例措置等の適用もあるかも分かりませんが、やはり柏木議員もありました、こういった条例を破って、そして、もちろん契約を随契でするというのは、全く工期設定も必要なくなる程度のあしき前例をつくってしまうと、私は考えております。

先ほどからあります、我が町は幸いにも一般競争入札ではなく、指名競争入札がほぼ慣例となっております。先ほど課長もありましたので多分発言も大丈夫だと思いますが、町内の業者を指名して、足場、そういったものも準備されている、鉄筋も加工済みである。そうであるならば、通常に町内の業者を指名して入札実施をすれば、恐らく既存の事業者が最廉価で落札できることは間違いないと。間違いないと言うと、またおかしいですかね。例えば、悪しき例で談合とかで順番とかがあるんであれば、それはやはり何か考えんといかんかも分からんですけれども、こういった場合、恐らく既存の業者が最廉価というか、その低い価格で落札できると思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

○建設課長（宮山　浩君）

指名競争入札にかけますと、またその閲覧期間等、また１週間等考えなければならないかなと思っておりますし、そこの、できるだけその期間を空けたくないというのが私の本音ではあるんですが、今の話もまた柏木議員のほうからも意見いただ

きましたので、また上の者と相談させていただきたいと思います。

○９番（久田　高志議員）

相談といいますか、条例をしっかり重んじるべきじゃないんですか。町長、副町長どちらでも結構ですが、この条例をどう受け止めます。

○副町長（祷　清次郎君）

その残った後の残工事の発注について、議論がなされているわけでございます。

建設課長のほうからまたお話がありましたように、いろいろとまた総合的に判断する部分も必要かと思いますが、条例の１３０万というのもしっかり謳われているというのは認識をいたしております。

○９番（久田　高志議員）

ですので、しっかりと指名競争入札で対応していただきたいと要請をしておきます。

それと、今後の事業計画、ここ非常に私、ここが一番怖く受け止めているんですが、令和５年度の上程されています補正予算で３億５千万余り、令和５年度の総予算が４億７千万近くまで膨れ上がっているわけです。この３月にですよ。これは間違いなく明許繰越になるわけです。令和６年度にそのまま繰り越されるわけなんです。そしたら、今、既存の工事が遅れている、そして、これから２階部分を発注する、屋根まで発注する。来年の、来年というか、今年度の年度末にまた大騒動が起きるんじゃないかと。

どのような計画で発注をしていくのか。これに関してしっかりと適正工期を持って対応できるのかお尋ねしたいと思います。

○建設課長（宮山　浩君）

議員の心配する気持ちも、私も少しは同じ気持ちですが、今の１工区が５月末頃にはほぼ完成すると考えております。

そういう意味で、今回、補正で上げた予算につきましては、令和５年度の当初にまた屋根の分を継ぎ足したわけですので、まず、令和５年度の当初で考えていた２工区分を４月になってすぐ発注をして、１工区の業者の皆さんから足場、その他、引き継ぎをしまして、仮囲いとか引継ぎをしまして、今、１工区につきましては９ヶ月以上かかったわけですが、今度の２工区は基礎もありません、掘る必要もない、今の１階の上に壁と天井、外側を付けるだけですので、１工区の半分程度で終わるんではないかと考えております。

また、同じ４月か５月かは分からないんですが、その時期ぐらいには上の屋根のほう、いわゆる３億幾らの工事も先に発注をしまして、屋根が鉄骨の構造ですので工場加工をしていただいて、現場では２工区が終わり次第施工だけをしていただく

ということで、工期短縮、ダブることがありますのでということでいけば、何とか１月頃には屋根まで完成するのではないかということで、今、建設課のほうでは考えております。

○９番（久田　高志議員）

それは順調にいった場合の想定ですよね。

先ほど、平岡議員もございましたけれども、この４月から建設業においては、罰則つきの時間外労働が規制されます。週６日働くためには、三六協定も結ばないといけません。そして、残業時間の規制もかなり厳しくなります。ましてや特に公共工事においては、週休２日制を推奨しなければならないと言われております。

そして、今、今回いろんな職人が準備できないとか。島内で大型事業が進んでおります。そういった影響もあったのかなと思いますけれども、今後、全国的な流れを見れば、能登半島沖の地震の本格復旧も始まることでしょう。いまだ徳洲会の建設が継続されております。ほかにも、徳洲会の後にほかの施設のお話も聞こえております。また、宿泊施設のお話も聞こえております。そして、私の耳には、さらに大きな国家プロジェクトのお話も聞こえております。

こういったものが全て重なってくるおそれもあるんですが、職人の確保は間違いなく対応できるのか非常に怖く思っているんですが、いかがお考えでしょうか。

○建設課長（宮山　浩君）

今、久田議員言われるように、各所で大型プロジェクトが動き出しますと、大手のゼネコンなんかが来るわけです。そういう各種の職人、下請の会社の皆さんは、単価のいい工事現場にみんな流れるということになりまして、そういう意味で、逆に言えば、指名競争入札でこの工事を取っても工期が間に合わないとなれば、入札不調などということも想定していかなければならないとは危惧はしておりますが、天城町の業者にそこは頑張っていただいて、町で発注する工事については、自分たちで完成させるんだという気概を天城町の建設業者の皆さんにも持っていただいて、また、作業員の確保をしていただいて、建物、土木、完成させていただきたいなと考えております。

○９番（久田　高志議員）

忘れていました。恐らくクリーンセンターも同時期ぐらいに動いてくると思います。

しっかりと人員確保の確保できるような確認をしながら発注に努めて、そして、年度末にこういったことが起こらないように、しっかりと対応していただきたいと思います。

それでは、１回目の答弁で漏れておりました、予算。

これは不思議な組み方をしているんですが、令和５年度で先ほどの金額、そして令和６年度、廃目になっているわけです。要は、この令和５年度で完成ということではなかったわけですよね。結局、１年飛ばして令和７年度に仕上げまで、大体、今現在で総額どのぐらい予算を考えているのか。

○建設課長（宮山　浩君）

お答えいたします。

今、今回補正していただいた予算を含めて、実績と今回補正を上げた分で今のところ１億程度、当初の予定より上がってきております。最終の内装の仕上げが同じ程度、１割から２割程度、当初の計画より上がると考えれば、最終的に総額１億５千万円ほどは、当初お示しした１０億９千万にプラス１割少し、当初の計画よりは事業費が上がってくると建設課では考えております。

○９番（久田　高志議員）

そのとおりだと思います。町長、私これ何度も多分使うと思いますけれども、私は１２億を超えるよということでしております。これは私のほうが正解だったということですよ。

要は、こういったチラシを選挙前に出して、昨年１２月の一般質問で、お金足りんかったらいっぱいあるからどんどん出しゃええがなみたいな質問があって、すごい不快に思っておりました。やはり正直に、正直にしていくものだと思っております。

総額数字でいうと、今の積算、概算で幾らぐらいになるでしょうか。

○建設課長（宮山　浩君）

今、仕上げのほうを１割増程度見込んでいきますと、１２億６千万円ほどを令和７年度末までで実績で上がってくるかなと考えております。

○９番（久田　高志議員）

そういったところだと思います。それで収まれば御の字でしょう。

あと、稼げる施設を目指すということで、そろそろ完成後の、もちろん、私いろんなことをしていますけど、一度も反対と言っていません。ただ、待てと、今じゃないでしょうということをずっと言っておりました。

要は世間では、じゃあ、物が下がるのかと。物は下がることはないですよ。ただ、今のこの流れは、悪質なインフレ状態なんですよ。要はインフレから脱却するためには、価格が上昇すると企業利益が上がってくる。そうすると、個人所得が給料として還元されて増えてくる。これが適正なインフレなんです。デフレから脱却、そろそろ国が発表しようとしている、そういった流れなわけです。

だから、ちょっと待ったらどうかと。そしたら、こんなせっぱ詰まったことも起

きなかったんじゃないのというところも、一言は申し上げておきたいと思っております。せっかく手がけているものを壊せと言う人もいました。それは言えないと、はっきり断っております。

しかし、水産業拠点施設も完成後から運用開始まで様々な手続を、かなりの期間遊ばせてしまいました。やはり、そろそろこのランニングコストも見えてくると思います。どのような対応をするのかも。

先ほど答弁ありましたね、定期的な闘牛、あと闘牛との触れ合い、島唄のコンサート、スポーツ合宿の歓迎セレモニー等々なんですが、こういったものの、やはり稼げる施設と打ち出して、もちろんこれは町長の後援会ですよ。１０名の議員さんも入っております、打ち出して選挙を戦ったわけですので、やはり一つの公約なんです。

しっかりと稼げる施設になるためには、それぞれの運用、要は利用回数、いろんなイベントの回数、そういったもので最低限度ランニングコストぐらいは埋めていかないといけない。それにはしっかりと事業計画を立てないといけない。ましてや闘牛、そう簡単に言いますけど、恐らくそんな計画どおりに開催できないですよ。牛の数を数えてください。まず、本当に闘牛を定期的に継続したければ、闘牛の育成からスタートするべきだと思います。いかがお考えでしょうか。

○町長（森田　弘光君）

いろんな今、久田議員からのご指摘、そういったものもあるということは承知しているところでございます。

冒頭申し上げましたように、しっかりと徳之島の若い人たちを中心に、そしてまた、島に住んでよかったと思える。そしてまた、そこには農産加工販売所、そしてまた、海底鍾乳洞ウンブキをバーチャルで見れる、そういった施設、設備等も一緒になって設置していきたいということでありますので、やっぱり、この徳之島に来てよかったと思えるような来訪者に、そういった施設というものはしっかりと目指して取り組んでいきたい。

また、うおっちょ、それから山猪工房、そこにまた隣接する総合運動公園、Ｂ＆Ｇ海洋センター等々と一体となった、そして徳之島の中でやっぱり中心的な、そういう施設として運用していきたいという考え方でおります。

また、今、久田議員のおっしゃっているいろんな懸案事項、そういったものについてもしっかりと一つ一つ、何というんですかね、クリアしながら完成、そして運営に目指していければと思っております。

○９番（久田　高志議員）

今、直売所の件も出ました。もう時間もございませんので、いろいろな集荷シス

テムを構築するとか、そういったものも施政方針でうたわれております。

以前一度やったときに、こんなやり方は絶対失敗するよという形で失敗をしたことがあるんです。品ぞろえをしっかりそろえてくださいと。要は、じゃがいもの時期だったらじゃがいもだけ、ニンジンの時期だったらニンジンだけ、カボチャの時期だったらカボチャだけ満載をそこにしてもお客さんなんて来ないですよと。そういうことですので、やはり島農業の復活とかそういったもので、しっかりと島内産品のいろんなものをしっかり集荷して販売できる、そういった体制をつくっていただきたいと思います。

あと何を言おうと思ったかな。

一応、そういった形で、これは財政、課のほうでもしっかりと認識をしていただきたい。かなり平均年齢も、我々議会も上がってきております。しっかり中長期的な視点で、町長、予算の組立て。ほら簡単に、今お金がいっぱいあるから何か使っていいんじゃないか、何していいんじゃないかと言いますけど、若い職員は将来これから訪れる新設のクリーンセンター、どう対応するか、もう考えて頑張っているんですよ。そこに向けて努力していることも忘れないでいただきたい。

ですので、やはりあるから何でも使うじゃない、しっかり将来を見据えて大事に予算を活用していく、そういった視点もしっかりと持っていただきたいと思っております。

いろいろと質問いたしました。商工水産観光課長は、本当に就任早々で申し訳なかったと思っております。農地整備課長も定年間際のこのタイミングで質問して、本当に申し訳ないと思っております。しっかりと商工水産観光課については、後ほど報告を頂きたいです。そしてまた、大久農地整備課長をはじめ、この３月で定年を迎える方々の今までのご苦労に敬意を表して、今回の一般質問を終わりたいと思います。

お疲れさまでした。

○副町長（祷　清次郎君）

あまぎ自然と伝統文化体験館、工事打切りということになりました。ただ、この工事につきましては、この現場だけの問題ではなく、建設業界全体の問題だと捉えております。

質問された議員の皆様もお分かりのように、人手不足。特に建築工事につきましては、大工、鉄筋工、型枠工、左官、高齢化、また担い手の確保、養成が急務であります。そういったところで、今回のこの現場についても、これまで建設課長のほうからご報告がありましたが、四方八方、いろんなところに手を尽くしながら職人の手配をしたことも確認できました。

しかしながら、大きなプロジェクトが他方で進んでおります。これは、本町だけの建設工事の問題ではなく、全体的な問題と捉えておりますので、これから先も危惧しております。新年度についても、そういったことから、国、県についても、町長先頭に本町だけではなく、この問題の解決に向けて、工期も含めてしっかりといい施設を造れるように、また要望しながら取り組んでいけたらと考えております。

全体の問題として捉えて、しっかりと事業を進められればと考えておりますので、また、議員の皆様方もお力添えを頂けたらと思っております。

○議長（上岡　義茂議員）

以上で、久田高志君の一般質問を終わります。

本日の日程は全て終了しました。

明日は午前１０時から開会いたします。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

散会　午後　４時５１分